

第 2 次

江 別 市 環 境 管 理 計 画
兼 地 球 温 暖 化 対 策 実 行 計 画

（ 区 域 施 策 編 ）

（ 素 案 ）

目 次

第 1 章 計画策定の基本的な考え方	1
1-1 計画策定の背景	2
1-2 計画策定の目的	4
1-3 計画の位置付け	5
1-4 対象とする環境の範囲と内容	6
1-5 計画の期間	7
第 2 章 江別市の概要	9
2-1 江別市の概要	10
第 3 章 めざす環境の姿と環境政策	17
3-1 環境の将来像	19
3-2 各分野の目標と環境施策等	20
1 地球環境	22
2 資源循環	44
3 自然環境	51
4 生活環境	58
5 参加・協働	66
第 4 章 計画の推進体制と進行管理	73
4-1 推進体制	74
4-2 進行管理	74

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1-1 計画策定の背景

江別市では、平成 4（1992）年に開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された「アジェンダ 21」を踏まえて、環境の基本計画となる「えべつアジェンダ 21ー江別市環境管理計画ー」を平成 7（1995）年度に策定しました。

この江別市環境管理計画は、平成 11（1999）年 12 月に制定した江別市環境基本条例の理念や、江別市総合計画の計画期間との整合を図りながら、前期（平成 7～平成 15（1995～2003）年度）、中期（平成 16～平成 25（2004～2013）年度）、後期（平成 26～令和 5（2014～2023）年度）で運用してきたところです。

この計画に基づき、市民・事業者と市が協力して環境の改善に努めてきたことから、江別市における環境の状況はおおむね良好な状態を保ってきました。

一方、環境を取り巻く社会情勢は世界的に刻々と変化しており、江別市もこれらの情勢を踏まえて適切に対応していくことが求められています。

（1）持続可能な開発目標・SDGs

平成 27（2015）年のパリ協定を契機に取組が加速している地球温暖化対策を筆頭に、資源循環や生態系の保全などの様々な環境問題に対して、環境・経済・社会の統合的向上を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）¹」の考え方を活用した総合的な視点で取り組んでいくことが求められています。

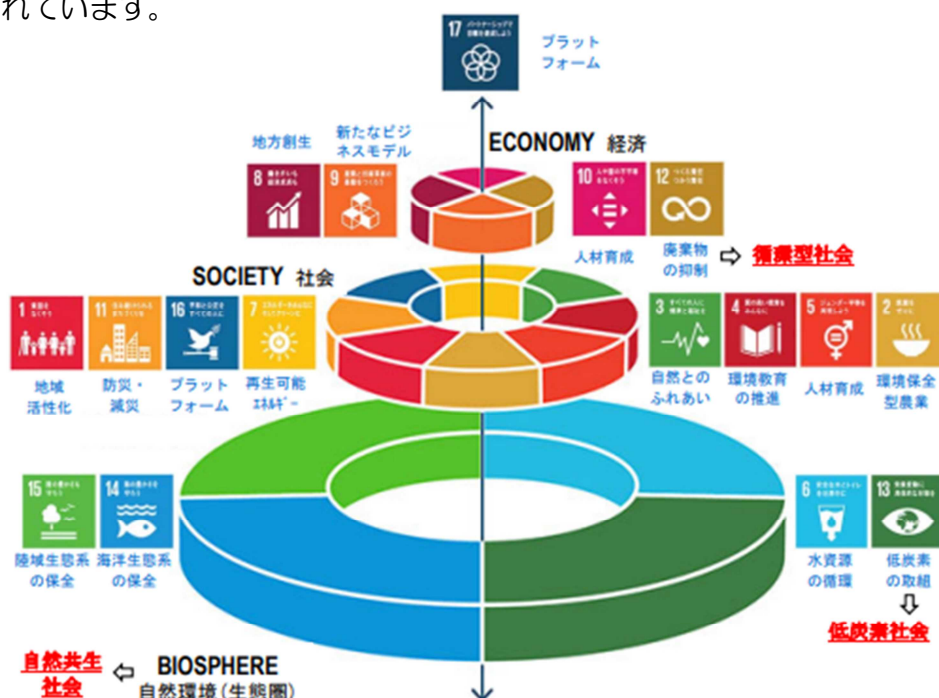


図 1 SDGsのウェディングケーキ（Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記）

出典：環境省 ウェブサイト

¹【持続可能な開発目標（SDGs）】平成 27（2015）年に国連サミットで採択された、令和 12（2030）年までに持続可能な社会を実現するための世界共通の行動目標です。環境・経済・社会に関する 17 のゴール（目標）と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットが設定されています。

(2) 地域循環共生圏（ローカル SDGs）

地域循環共生圏は、日本が目指す持続可能な社会の姿であり、平成 30（2018）年に国が策定した「第 5 次環境基本計画」で掲げられ、都市も地方も多くの課題が山積する中で、それぞれの地域が主体的に「自ら課題を解決し続け」、得意な分野でお互いに支えあうネットワークを形成していくことにより、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」を形成しようとするものです。

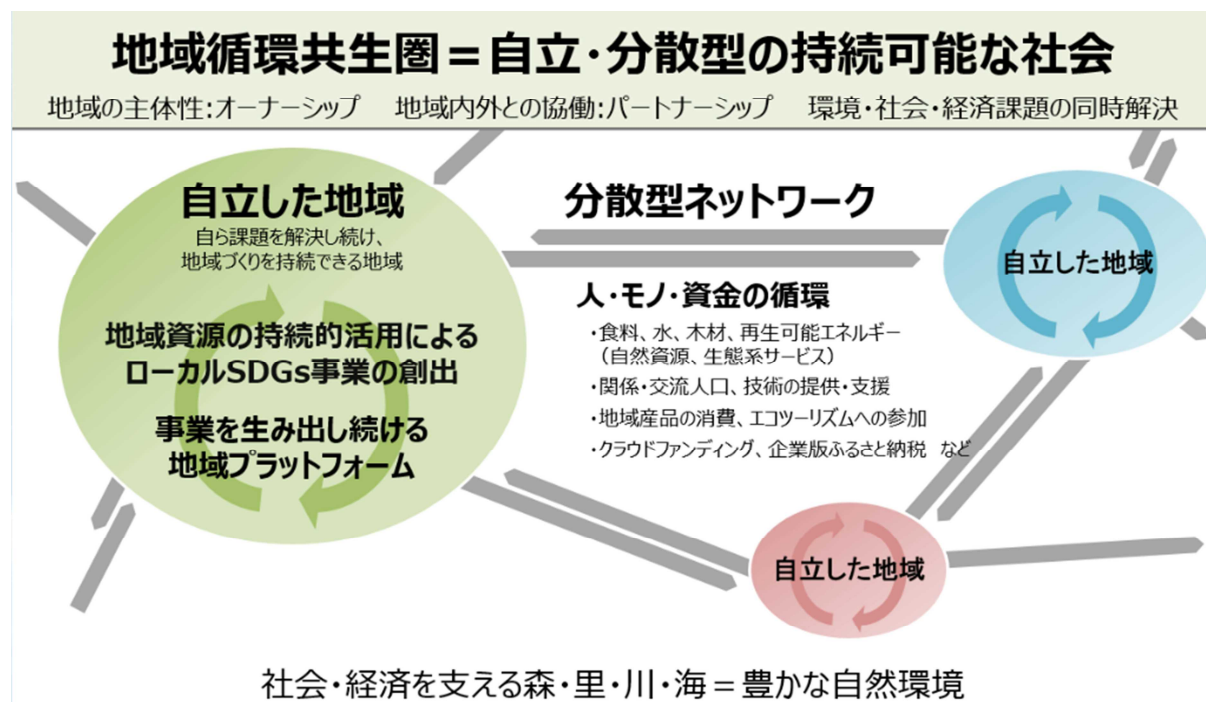


図 2 地域循環共生圏のイメージ

出典：環境省 ウェブサイト

(3) パリ協定・脱炭素社会の実現

平成 27（2015）年に、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、「京都議定書」の後継となるもので、令和 2（2020）年以降の気候変動問題に対する国際的な枠組みとなり、世界全体の目標として、産業革命以前に比べて世界の気温上昇を 2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。

日本では、令和元（2019）年 6 月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、令和 32（2050）年までに 80%の温室効果ガス削減に取り組むことを基本的な考え方として、最終到達点として「脱炭素社会」を達成することを掲げました。

その後、令和 2（2020）年 10 月に、「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言したことを踏まえ、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」は見直され、令和 32（2050）年のカーボンニュートラルに向けた基本的な考え方やビジョン等が示されました。

1-2 計画策定の目的

江別市環境管理計画後期推進計画の策定から約 10 年が経過し、環境を取り巻く社会情勢は刻々と変化してきました。

特に近年、地球温暖化による気候変動が世界的な問題となっており、国は令和 2（2020）年 10 月に、また、北海道は令和 3（2021）年 3 月に、令和 32（2050）年までに CO₂ 排出量の実質ゼロを目指すことを表明して、取組を進めているところです。

江別市としても、地球温暖化対策について積極的に取り組んでいくことが重要であると考えており、令和 5（2023）年 6 月 2 日、令和 32（2050）年までに CO₂ 排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。

本計画は、こうした様々な環境の動向を踏まえ、江別市における環境課題への対策と、ゼロカーボンシティの実現に向けて地球温暖化対策を効率的・効果的に進めるために、環境管理計画と地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を統合して、今後の 10 年間で江別市が目指すべき環境の将来像や、環境施策の基本的な展開方向を示すために策定するものです。

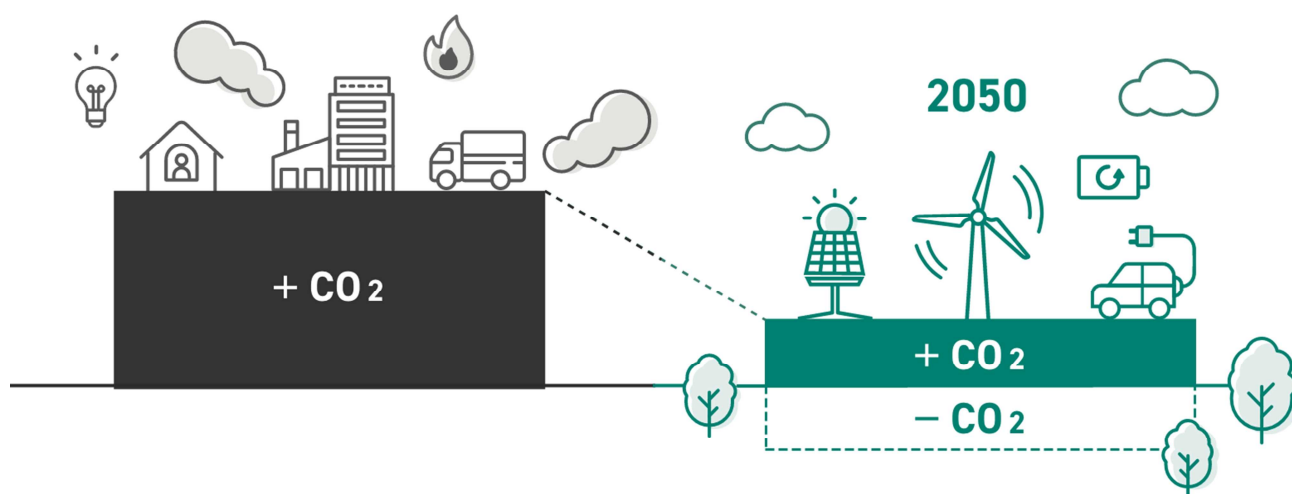


図 3 CO₂ 排出量実質ゼロの達成イメージ

出典：脱炭素ポータル ウェブサイト（環境省）

1-3 計画の位置付け

本計画は、第 7 次江別市総合計画を環境面から推進するために、江別市環境基本条例に基づき策定するもので、江別市における良好な環境の保全及び創造を進める上で基本となるものです。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に規定された地方公共団体実行計画（区域施策編）を包含するものです。



図 4 計画の位置付け

1-4 対象とする環境の範囲と内容

本計画で対象とする環境の範囲は、身近な生活圏から地球全体に広がる範囲とします。

対象とする内容は、江別市環境管理計画後期推進計画の取組を継続するとともに、環境を取り巻く社会情勢を踏まえて、強化すべき内容や、新たに位置付けが必要とされる内容に対応する形で、計画を策定します。

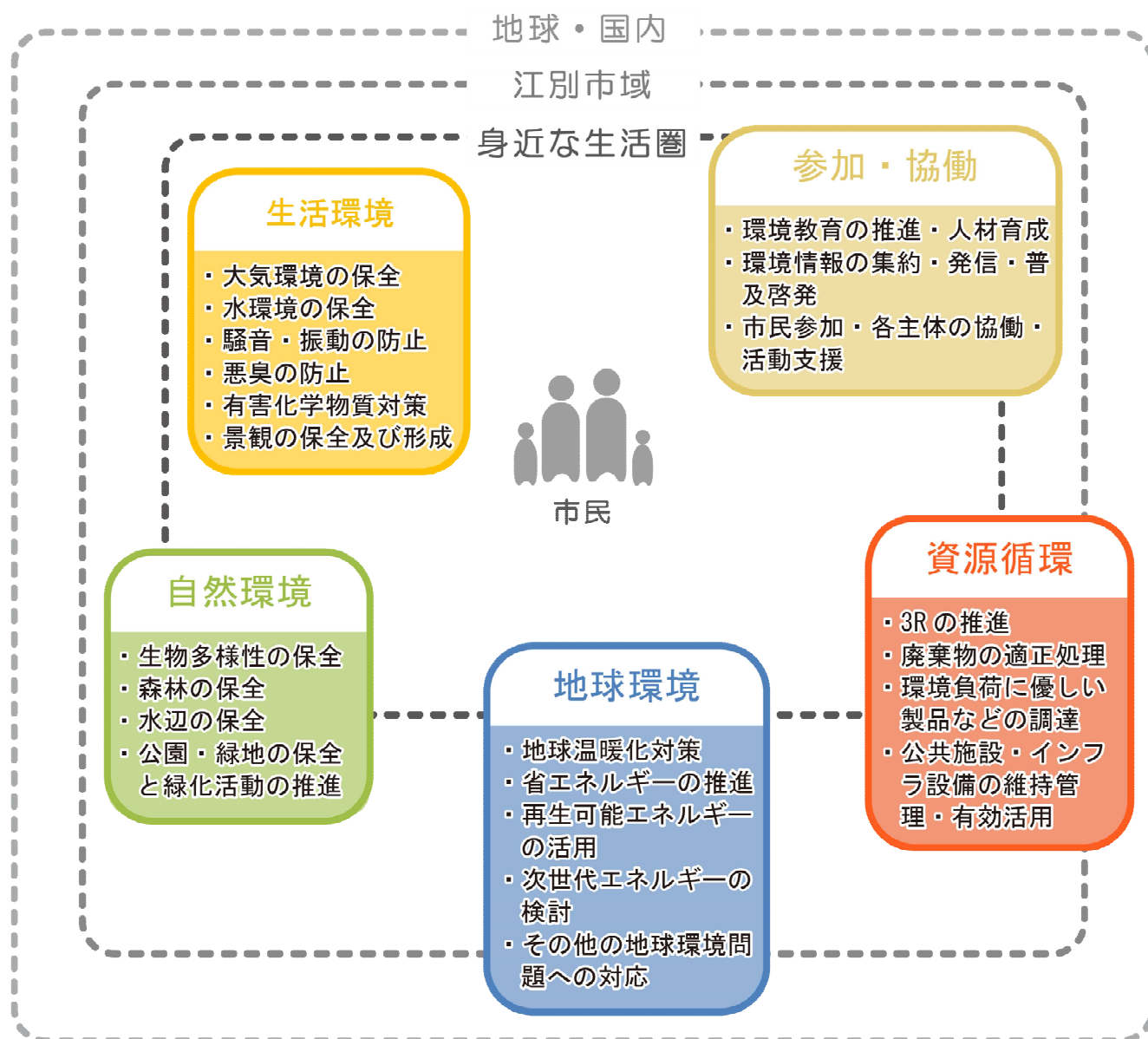


図 5 計画で対象とする環境の範囲と内容

1-5 計画の期間

本計画における計画期間は、「第7次江別市総合計画」に合わせて、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。

なお、本計画は、令和10（2028）年度を中間年として、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

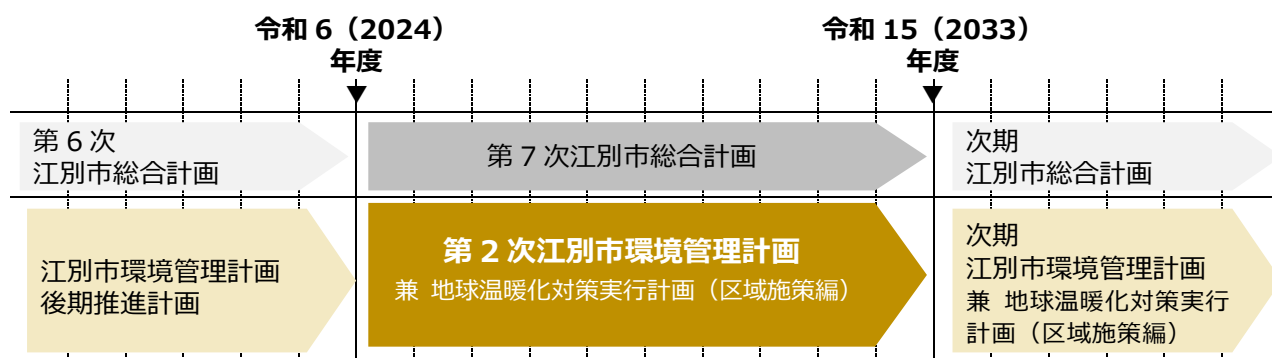


図 6 計画の期間

第2章 江別市の概要

2-1 江別市の概要

(1) 位置・地勢

江別市は、石狩平野の中央部に位置しており、標高は最高 93m、最低 2.5mと全般的に平坦な地勢です。地質は第四紀洪積世に属しており、石狩川流域一帯の沖積土と、野幌丘陵周辺の火山灰土、低地に広がる泥炭土に大別されます。また、特殊な地層として、火成岩による残積土と崩壊土が市街地に散在しています。

市域の南西部には、火山灰埴土地帯の肥沃な土壌条件に恵まれた野幌丘陵が広がっています。周縁部は主に泥炭土が広がる低地帯で、歳月をかけた土壌改良によって耕地化され、道央の重要な食糧生産地帯を形成しています。

また、付近には自然を満喫できる北海道立自然公園野幌森林公園（以下、野幌森林公園）があるほか、北海道最大の河川である石狩川が市域の北東部から北西部へ貫流しており、夕張川・千歳川・豊平川・篠津川などの支流河川と合流しながら日本海の石狩湾へと注いでいます。



図 7 江別市の市域図

(2) 気象

江別市は、亜寒帯湿潤気候の日本海側に属しており、西部から北東方向にのびる波状台地を境として、局地的な気候変化が見られます。

冬は北西の季節風の影響で雪が降りやすく、夏は太平洋高気圧の影響で日中晴れる日が多くなりますが、太平洋沿岸の海霧の影響で朝晩に曇ることもあります。また、オホーツク海高気圧が優勢な年は冷夏となることがあります。

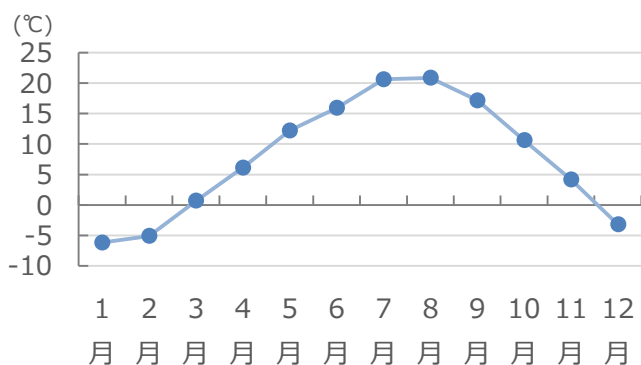


図 8 江別市の平成 29～令和 3
(2017～2021) 年の平均気温

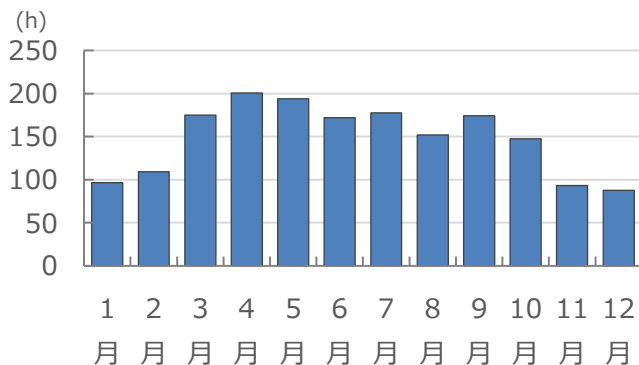


図 9 江別市の平成 29～令和 3
(2017～2021) 年の平均日照時間

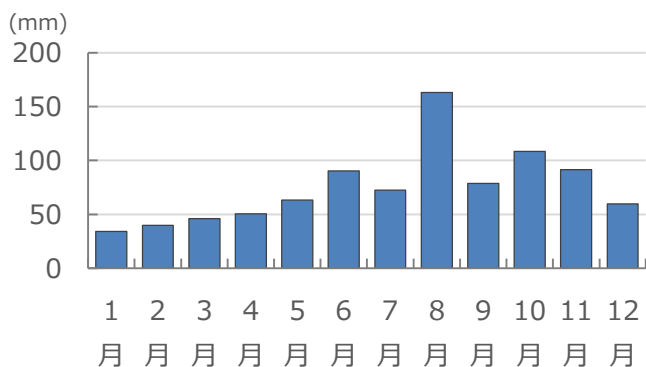


図 10 江別市の平成 29～令和 3
(2017～2021) 年の平均降水量

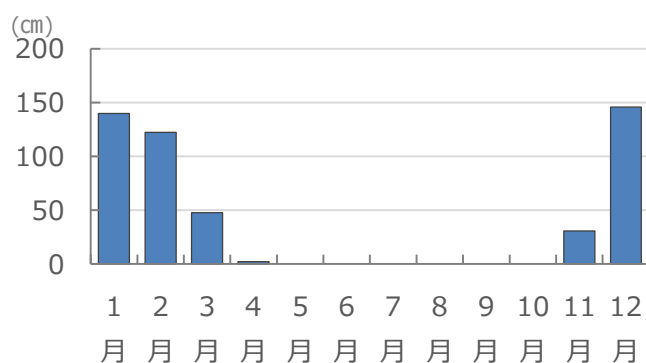


図 11 江別市の平成 29～令和 3
(2017～2021) 年の平均降雪量

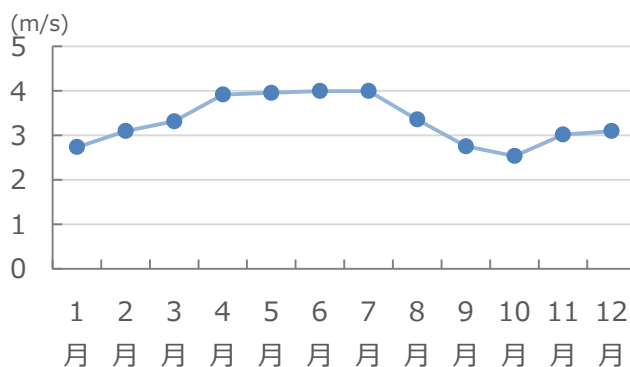


図 12 江別市の平成 29～令和 3 (2017～2021) 年の平均風速

出典：江別市統計書 各年（江別市）

(3) 土地利用

江別市の面積は 187.38 km²です。この面積を地目別に見ていくと、市域の最も多くを占めるのが畑で 67.48 km²（36.0%）となっています。その後は、宅地が 21.39 km²（11.4%）、山林が 12.87 km²（6.9%）、田が 12.52 km²（6.7%）と続いています。

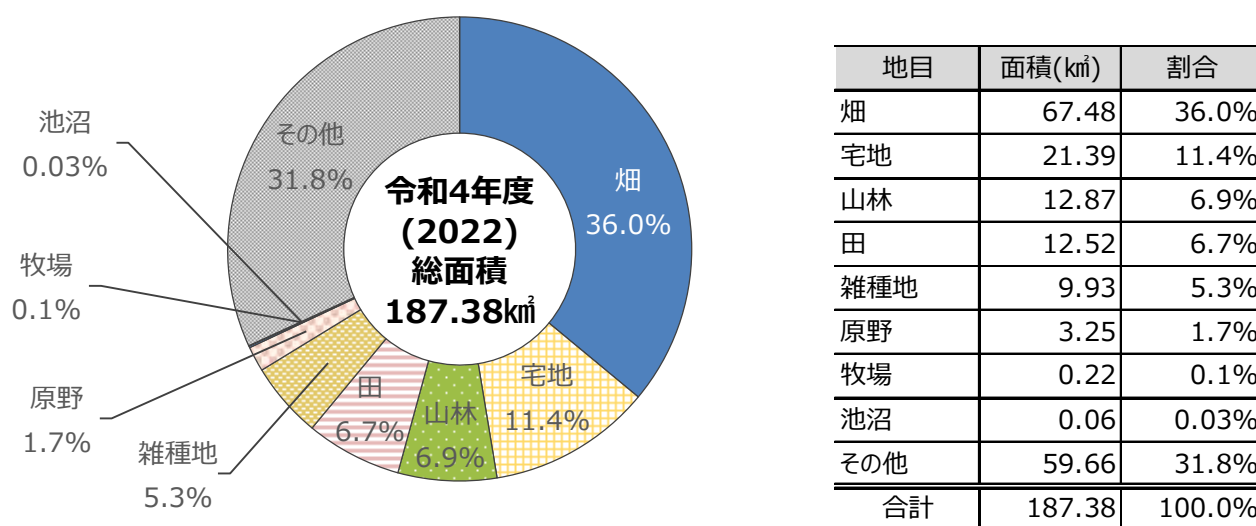


図 13 江別市の地目別土地面積（令和 4（2022）年度）

出典：2023 江別市統計書（江別市）

(4) 人口・世帯

江別市の人口及び世帯数は、令和 2（2020）年度時点で、121,056 人・53,977 世帯でした。

人口は、市制が施行された昭和 29（1954）年以来、札幌市の近隣都市として順調に増えてきましたが、平成 22（2010）年に減少に転じており、現在は横ばいで推移しています。

また、年齢階層別人口の推移をみると、老年人口（65 歳以上）が増加する一方で、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）が減少しており、少子高齢化が進んでいます。

一方で世帯数は、平成 2（1990）年から現在まで増加し続けている状況となっています。

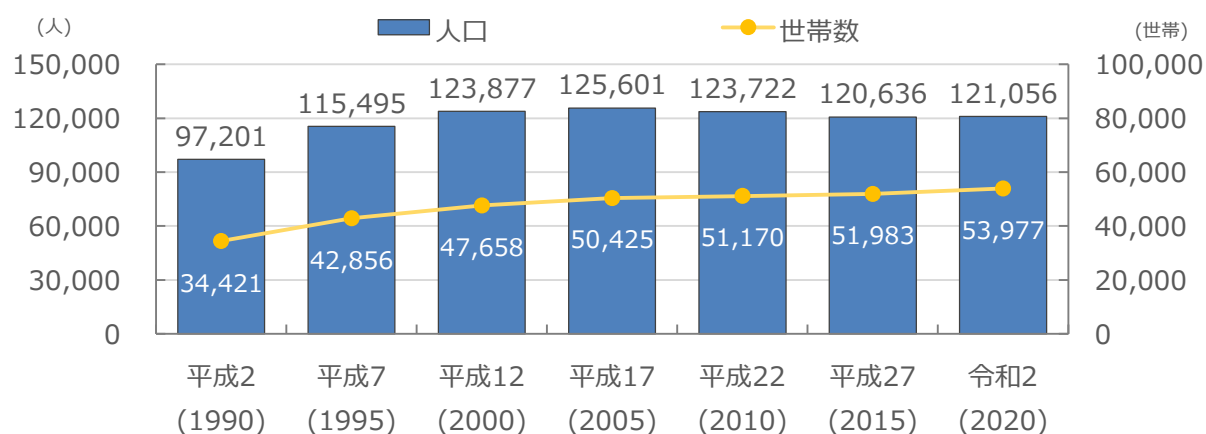


図 14 江別市の人口及び世帯数の推移

出典：国勢調査 各年（総務省）

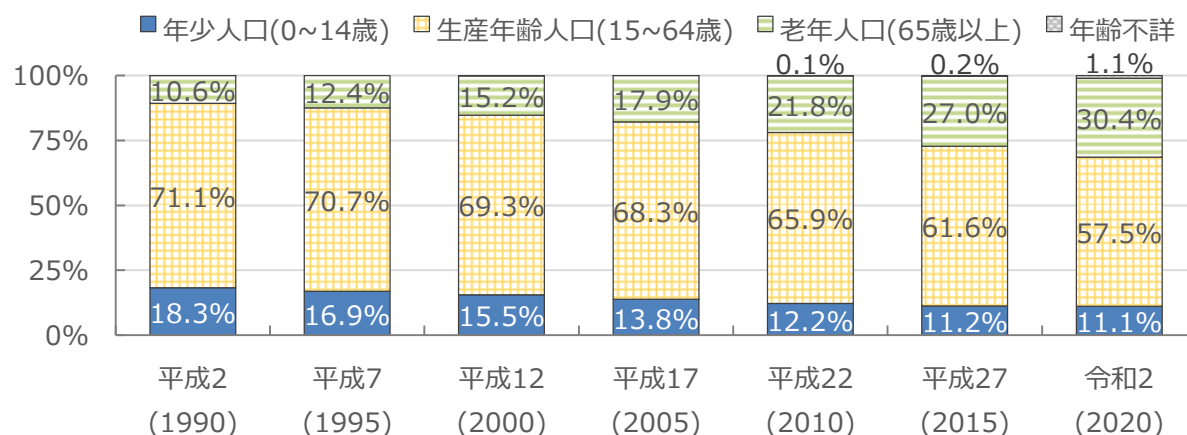


図 15 江別市の年齢3区分別人口割合の推移

出典：国勢調査 各年（総務省）

(5) 産業

① 就業者数

江別市の産業別就業者数の推移をみると、第1次産業及び第2次産業の従事者は減少を続けている一方で、第3次産業の従事者が増加しています。

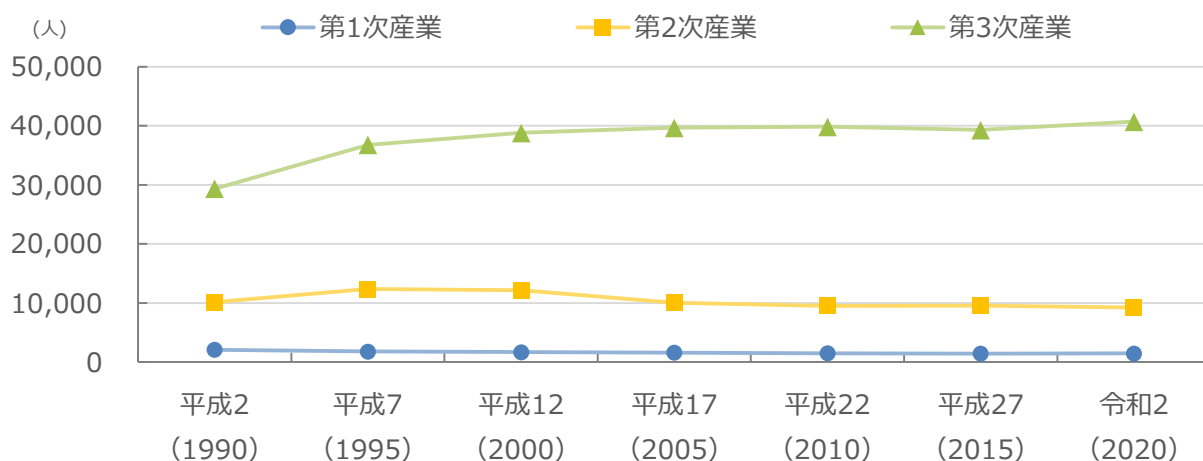


図 16 江別市の就業者数の推移

出典：国勢調査 各年（総務省）

② 事業所数の推移

江別市の事業所数は徐々に減少してきており、平成 21（2009）年時点では 3,697 事業所でしたが、令和 3（2021）年時点では 3,318 事業所となっています。

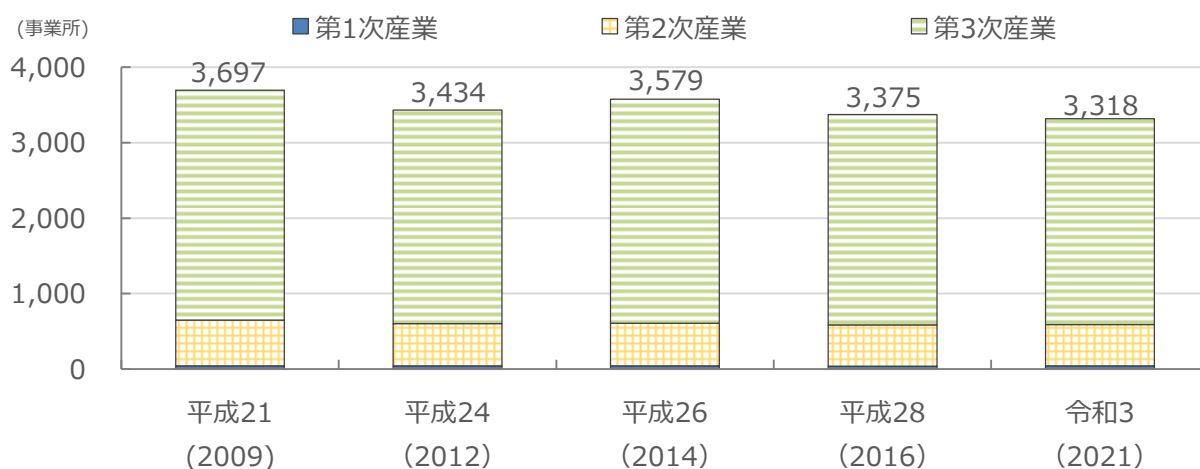


図 17 江別市の事業所数の推移

出典：経済センサス 各年（総務省）

(6) 交通

江別市の鉄道は、JR 函館本線が南北に縦貫し、5 か所の駅（有人駅は 4 か所）があり、乗車人員総数が年々減少しており、平成 29（2017）年度時点では 7,388 人でしたが、令和 3（2021）年度時点では 5,189 人となっています。

また、江別市の車種別自動車保有台数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 29（2017）年度時点では 72,608 台でしたが、令和 3（2021）年度時点では 72,491 台となっています。

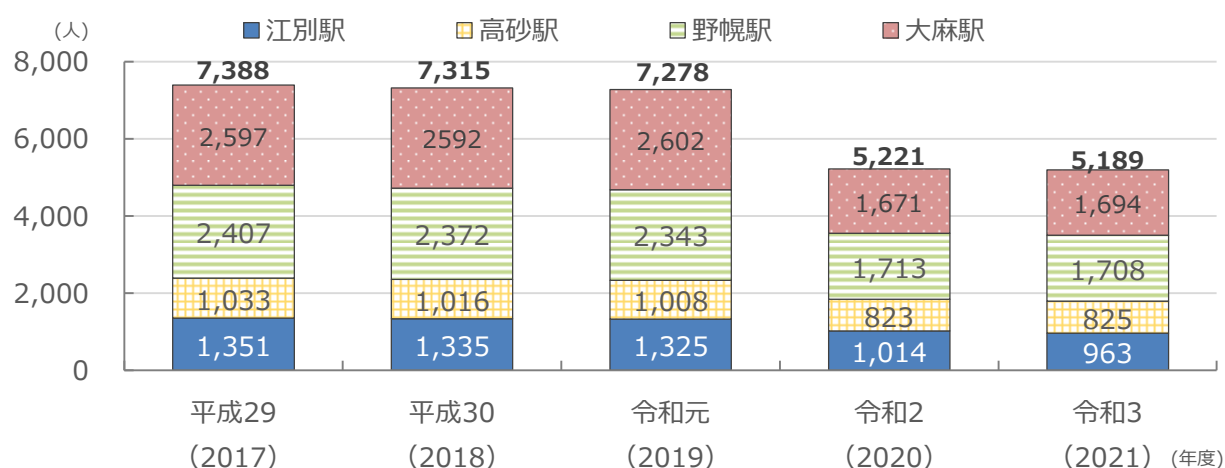


図 18 江別市の駅乗車人員数

出典：2023 江別市統計書（江別市）

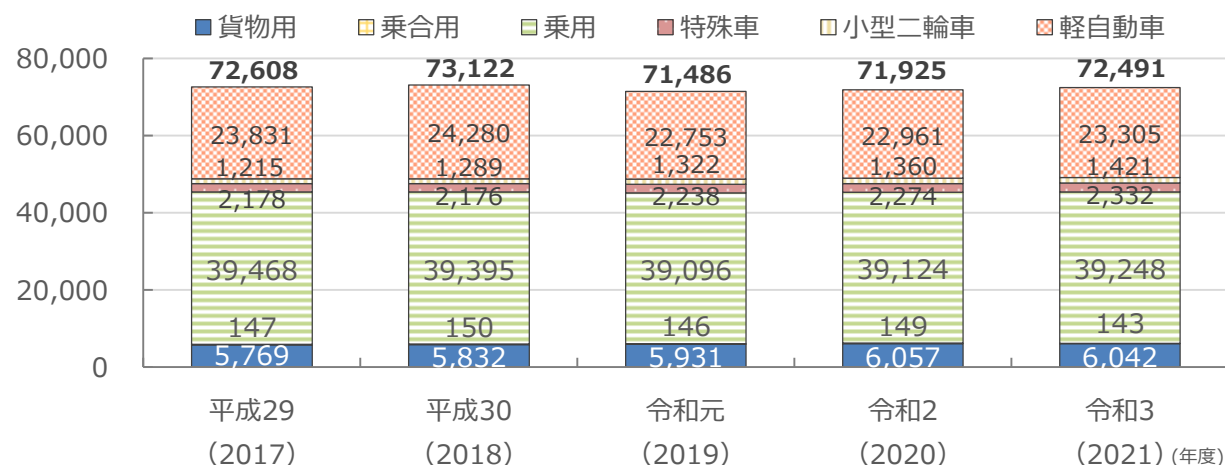


図 19 江別市の自動車保有台数

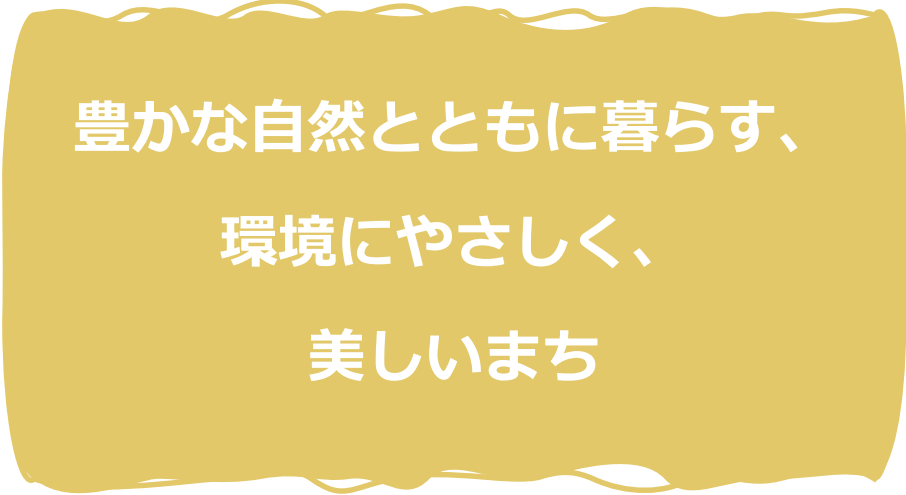
出典：2023 江別市統計書（江別市）

第3章 めざす環境の姿と環境政策

3-1 環境の将来像

本計画は、江別市環境基本条例の基本理念のもと、環境の保全及び創造を重視して、以下の将来像の実現を目指します。

この将来像は、「第7次江別市総合計画」における基本目標として掲げているものでもあります。



豊かな自然とともに暮らす、
環境にやさしく、
美しいまち

3-2 各分野の目標と環境施策等

目指す
将来像

豊かな自然とともに暮らす、環境にやさしく、美しいまち

環 境 目 標

環境施策の柱

1 地球環境

地球規模の環境負荷 低減に貢献するまち

徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入とともに、交通や都市構造など社会インフラの効率化を進めて、環境と経済・社会が調和した脱炭素社会を実現するまちを目指します。

エネルギーの
地産地消

脱炭素社会の
実現

2 資源循環

限りある資源を 大切にするまち

2Rを優先した3Rの取組により、ごみの発生量を削減するとともに、環境に配慮した製品の利用促進などを通して、環境への負荷が少ない循環型のまちを目指します。

循環型社会の
形成

3 自然環境

豊かな自然が生活と 調和したまち

石狩川や野幌森林公園をはじめとした豊かな自然を、将来の世代へ継承していくために、生物多様性や自然環境の保全・有効活用を進めて、自然と生活が調和したまちを目指します。

生態系の保全

身近な水と緑の
保全

4 生活環境

安心して快適に 暮らし続けられるまち

大気・水質・騒音・振動・悪臭などの監視を継続して、生活に密接に関わる身近な生活環境を保全するとともに、魅力ある景観づくりを進めて、安心して快適に暮らし続けられるまちを目指します。

良好な生活環境の
確保

個性と魅力ある
景観の形成

5 参加・協働

誰もがいきいきと 取組ができるまち

全ての市民が環境意識を高められるように、環境学習に触れられる機会の創出や、分かりやすい情報発信を進めるとともに、市民・事業者・市が協働して活動を行える場を整備するなど、誰もが率先して環境の取組を実践できるまちを目指します。

環境意識の向上

環境活動の
実践

環境施策

関連する SDGs の目標

- 施策 1▶事務事業における脱炭素化の率先実行
 施策 2▶家庭への脱炭素化の普及促進
 施策 3▶事業者の脱炭素経営の促進
 施策 4▶再生可能エネルギーの導入拡大に向けたモデル構築
 施策 5▶地域と共生した再生可能エネルギーの促進
 施策 6▶脱炭素まちづくりの推進



- 施策 1▶ごみ減量化の推進
 施策 2▶適正なごみ処理の推進
 施策 3▶グリーン購入・エシカル消費の推進
 施策 4▶公共施設・インフラの維持管理・有効活用



- 施策 1▶生物多様性の保全
 施策 2▶水と緑の保全
 施策 3▶公園緑地の整備・維持管理



- 施策 1▶大気環境の保全
 施策 2▶水環境の保全
 施策 3▶騒音・振動、悪臭の防止
 施策 4▶化学物質、その他の環境汚染等の防止
 施策 5▶地域特性を活かした景観の形成
 施策 6▶環境美化の推進



- 施策 1▶環境教育・学習の推進
 施策 2▶環境情報の充実と発信
 施策 3▶環境活動に関する連携・協働体制の構築



Ⅰ 地球環境

(1) 現状と課題

① 地球温暖化の現状

地球は、太陽からのエネルギーで地表が温められ、温められた地表面からは、熱が放出され、その熱を温室効果ガスが吸収・再放射して大気が温まります。地球温暖化とは、この温室効果ガスの濃度が上昇し、温室効果がこれまでより強くなるため、地上の温度が上昇することを指します。中でも二酸化炭素（以下、CO₂）はもっとも温暖化への影響度が大きいガスとされています。

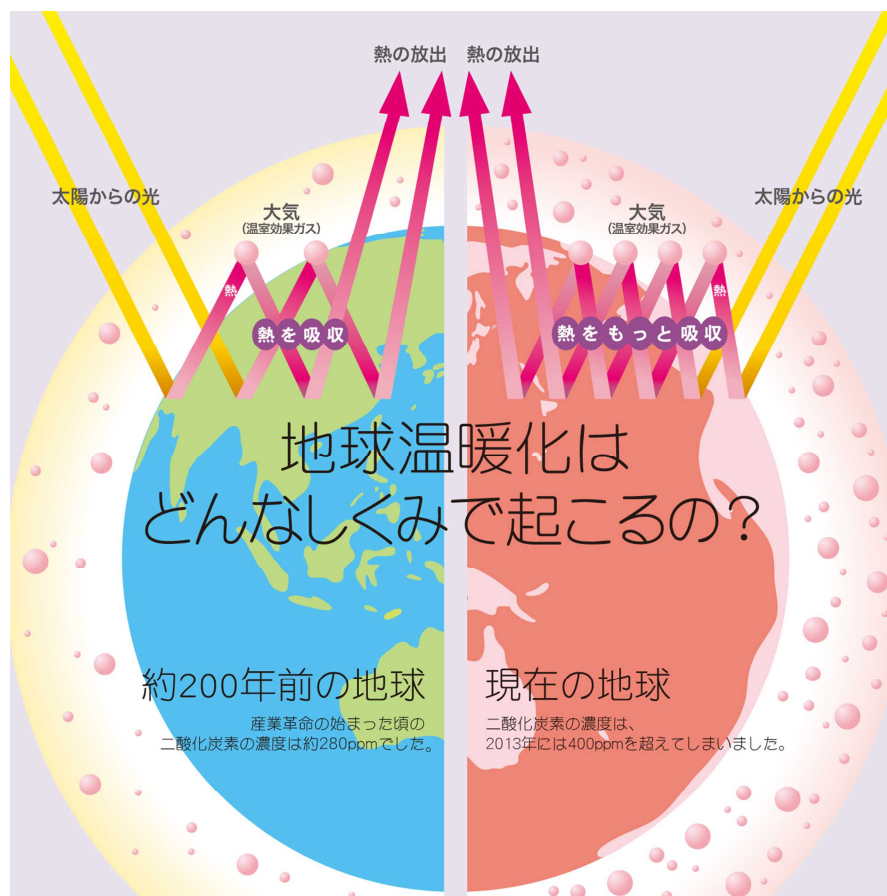


図 20：地球温暖化のメカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト

近年、極端な高温・海洋熱波・大雨の頻度や強度が増加していますが、これらは地球温暖化の進行に起因しており、世界規模で対策が必要な環境問題となっています。

現在、地球の気温は産業革命以前の水準から約 1.1℃上昇していると言われており、この上昇値が 1.5℃を超えると、異常気象がこれまで以上に増加すると言われています。

気温上昇を 1.5℃以下に抑えるためには、令和 12（2030）年より前に世界全体の CO₂ 排出量を減少させ始める必要があると推計されているため、世界中で急速かつ大幅な削減対策を行うことが求められています。

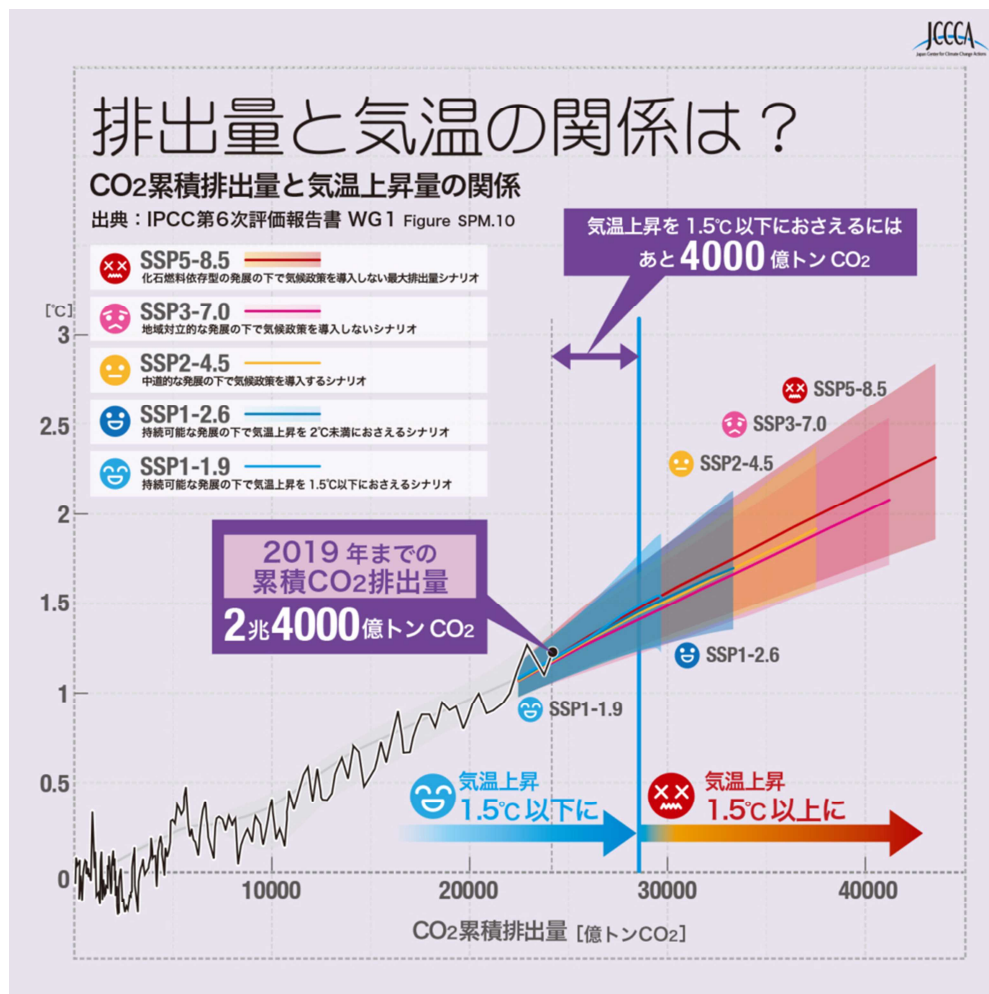


図 21：CO₂ 累積排出量と気温上昇量の関係

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト

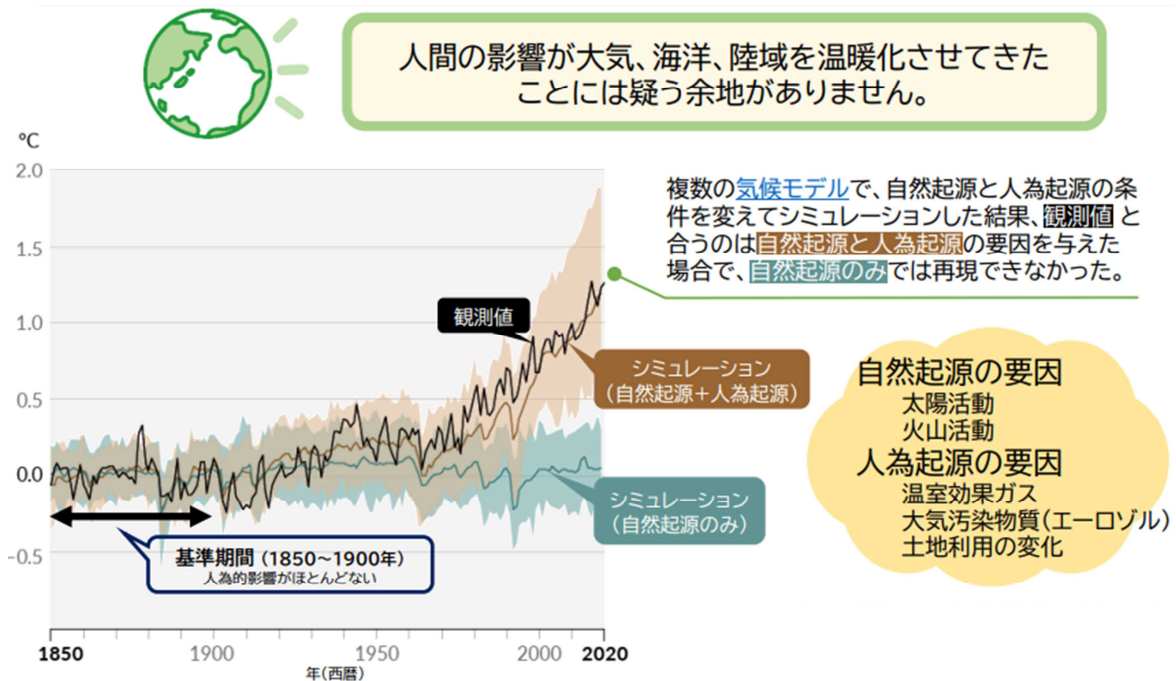


図 1850~1900年を基準とした世界平均気温の変化
陰影部は可能性が非常に高い範囲。出典：AR6 WG1 図 SPM.1(b)

図 22：人間の影響による地球温暖化

出典：IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 6 次評価報告書

第 1 次作業部会 一般向け解説資料（基礎編）文部科学省 ウェブサイト

② 世界・日本の平均気温偏差

気象庁では、地球温暖化による影響を検出するために、世界・日本の気温の経年変化を監視しています。

令和4（2022）年の平均気温（陸域における地表付近の気温と海面水温の平均）の基準値（平成3～令和2（1991～2020）年の30年平均値）からの偏差を見ると、世界・日本ともに、様々な変動を繰り返しながら上昇していることが分かります。

100年あたりの長期的なトレンドで見ると、世界は「+0.74℃」、日本は「+1.30℃」の割合で平均気温が上昇しており、特に平成2（1990）年代半ば以降は、高温となる年が多くなっています。

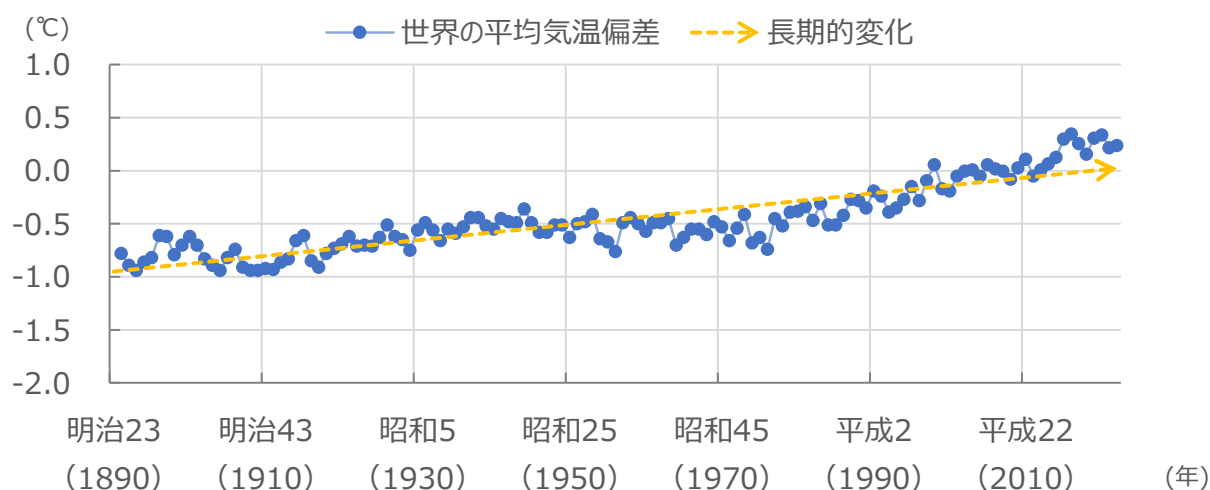


図 23：世界の年平均気温偏差の推移

出典：気象庁

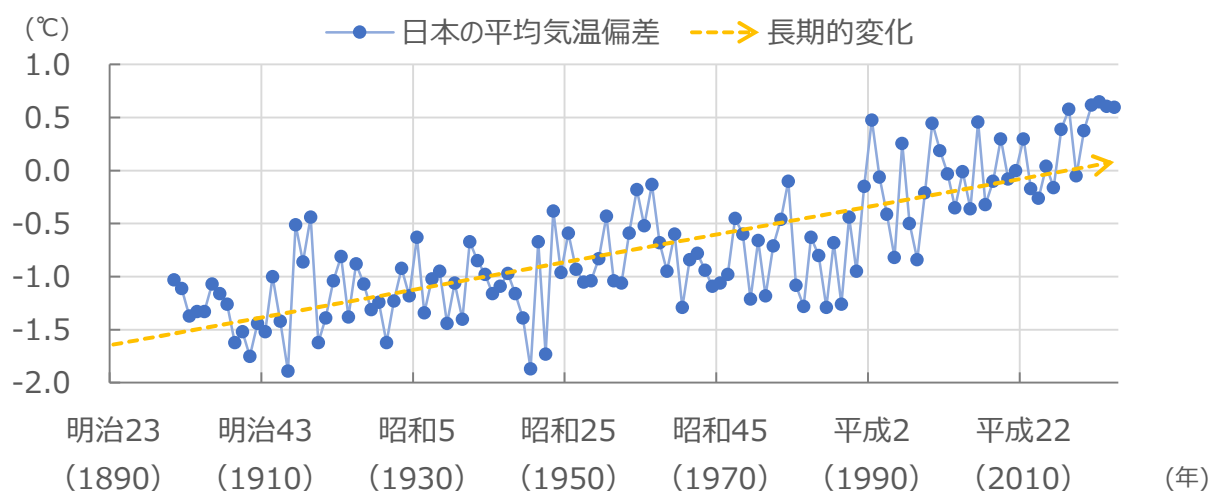


図 24：日本の年平均気温偏差の推移

出典：気象庁

③ 脱炭素社会の実現に向けた国の取組

国は、平成 28(2016)年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定して、平成 25(2013)年度比で「令和 12(2030)年度までに 26%」、「令和 32(2050)年までに 80%」の温室効果ガス排出量を削減する目標を掲げて、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進してきました。

しかし、地球温暖化に関する調査が進むことで、従前の削減目標では対策が不十分で、これまで以上に取組を強化することが求められることが分かりました。

国は、このような情勢を踏まえて、令和 3(2021)年 10 月に「地球温暖化対策計画」を改定するとともに、削減目標を「令和 12(2030)年度までに温室効果ガス排出量を 46%削減(平成 25(2013)年度比)」、「令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」という野心的なものに修正しています。

改定された国の地球温暖化対策計画では、脱炭素社会の実現に向けて、「地域に裨益する再生可能エネルギー²の拡大」、「住宅・建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大」、「水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援」、「令和 12(2030)年度までに 100 以上の「脱炭素先行地域」を創出」などに取り組んでいくこととしています。(図 27)

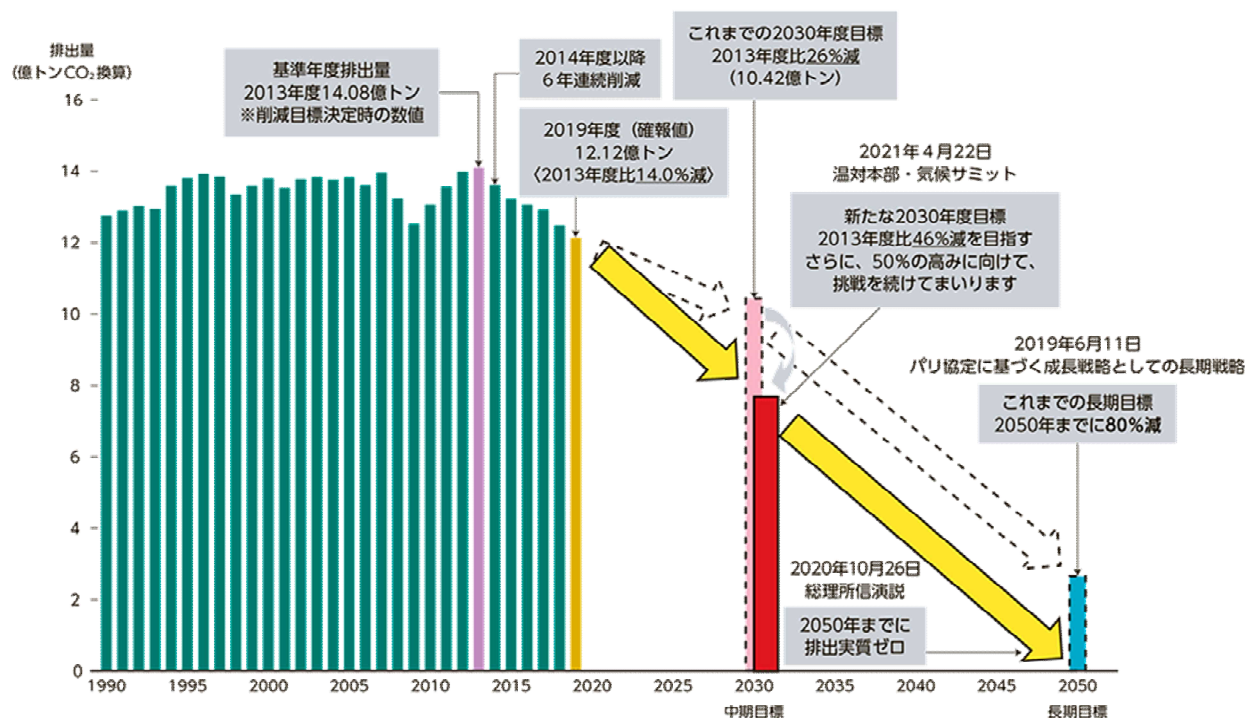


図 25：国の温室効果ガス排出量の状況と今後の排出量目標のイメージ

出典：「令和 3 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(環境省)

2【地域に裨益する再生可能エネルギー】裨益とは、「助けになる、役立つ」などを意味する言葉です。「地域に裨益する再生可能エネルギー」とは、エネルギーの地産地消などで、再生可能エネルギーに関する事業の収益や効果が地域に還元されることを指しています。

脱炭素の実現には温室効果ガスの削減が不可欠ですが、排出量をゼロにすることが難しい分野も多くあり、現実的ではありません。

そのため国は、排出抑制の取組と併せて吸収・除去の取組を行い、削減が難しい分野の排出量を補うことで、「温室効果ガス排出量実質ゼロ＝排出量から吸収・除去量を差し引いた合計がゼロ」を達成することを目指しています。（図 26）

なお、吸収の取組としては森林や藻場の整備による吸収源の確保が、また、除去の取組としては CCS（CO₂ を回収して地中に埋める技術）などが挙げられています。

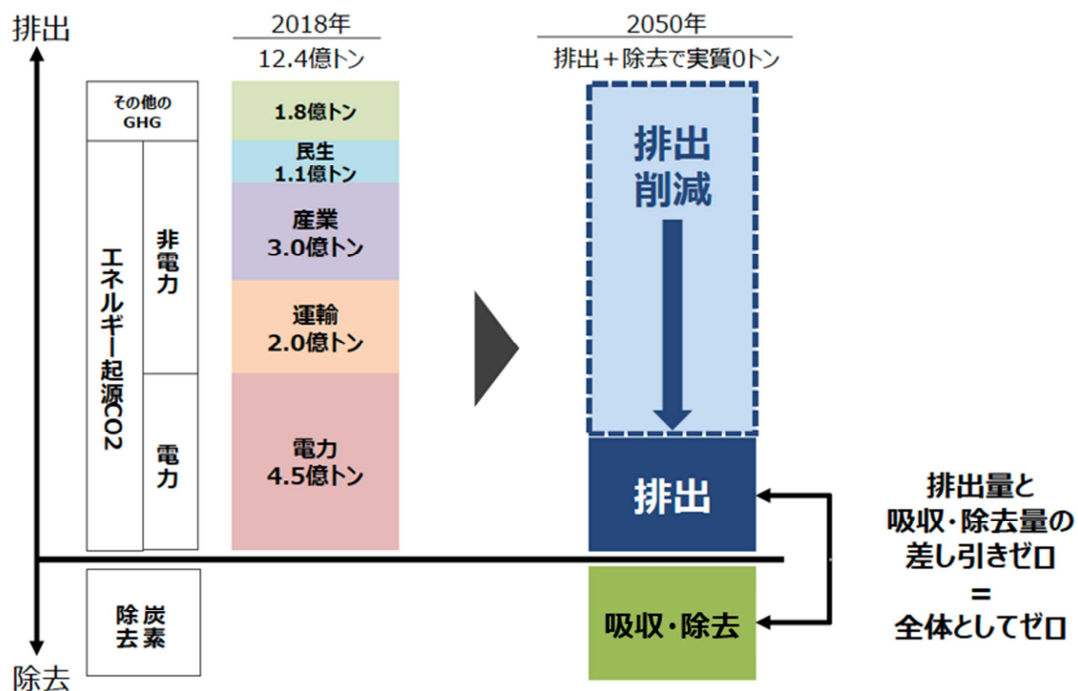


図 26：温室効果ガスの排出と吸収・除去イメージ

（国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」より経済産業省作成）

出典：経済産業省資源エネルギー庁 ウェブサイト

脱炭素の基盤となる
8つの重点対策

1. 屋根置きなど**自家消費型の太陽光**発電
2. **地域共生・地域裨益型再エネ**の立地
3. 公共施設や業務ビル等における**徹底した省エネと再エネ電気調達**と更新や改修時の **ZEB（ゼブ）化誘導**
4. **住宅・建築物の省エネ性能等の向上**
5. ゼロカーボン・ドライブ（**再エネ×EV/PHEV/FCV**）
6. 資源循環の高度化を通じた**循環経済への移行**
7. コンパクト・プラス・ネットワーク等による**脱炭素型まちづくり**
8. 食料・農林水産業の**生産力向上と持続性の両立**

図 27：国の「地域脱炭素ロードマップ」における脱炭素の基盤となる8つの重点対策

出典：地域脱炭素ロードマップ（内閣官房）

④ 脱炭素社会の実現に向けた北海道の取組

北海道でも、世界や国の動きを受けて、脱炭素社会に向けた取組を推進しており、令和2（2020）年3月に「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、「ゼロカーボン北海道」を標語に脱炭素に向けた取組を推進しています。

また、北海道は、令和4（2022）年3月に改定した「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」で、温室効果ガス排出量を「令和12（2030）年までに48%削減（平成25（2013）年度比）」することを目標としました。（図28）

これは国の削減目標よりも2%高いもので、北海道はこの目標の達成に向けて、「多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化」、「豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用」、「森林等のCO₂吸収源の確保」の三つについて重点的に取り組んでいくこととしています。

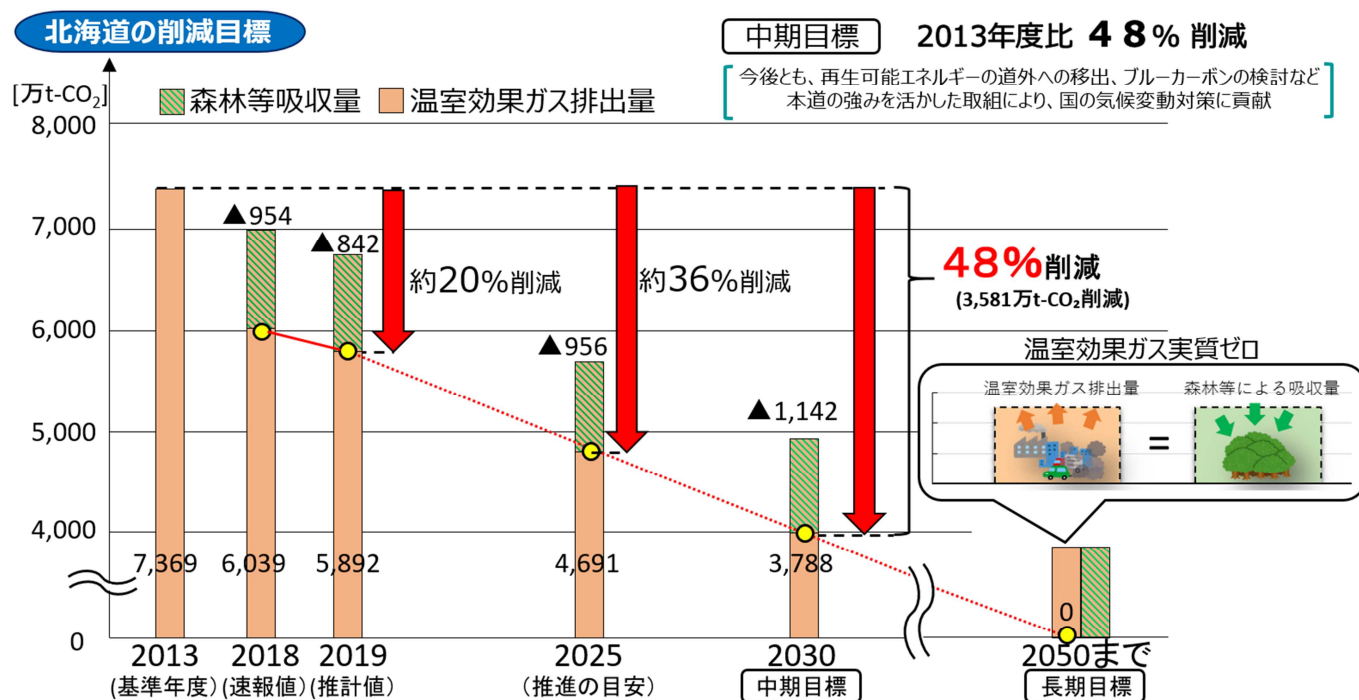


図 28：北海道の温室効果ガス排出量の削減目標

出典：北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）改定版 概要版（北海道 令和2年3月）

⑤ 温室効果ガス排出量

現 状

○江別市の温室効果ガス排出量は、直近の令和 2（2020）年度が 795 千 t-CO₂ で、基準年から 14%減少しています。

○今後新たな温暖化対策を行わない場合、排出量は微増傾向で推移することが予測されており、令和 12（2030）年度には 894 千 t-CO₂ になると予測されています。（図 29）

○江別市と全国の部門別排出量を比較すると、江別市は全国よりも家庭部門からの排出が多くなっています。これは、江別市は積雪寒冷地であるため、暖房の熱需要が多いことが要因と考えられます。（図 30）

課 題

●脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量の大幅な削減が求められているため、目標を達成するために、市民・事業者・市が一体となり、あらゆる手法を用いて取組を加速していくことが求められます。

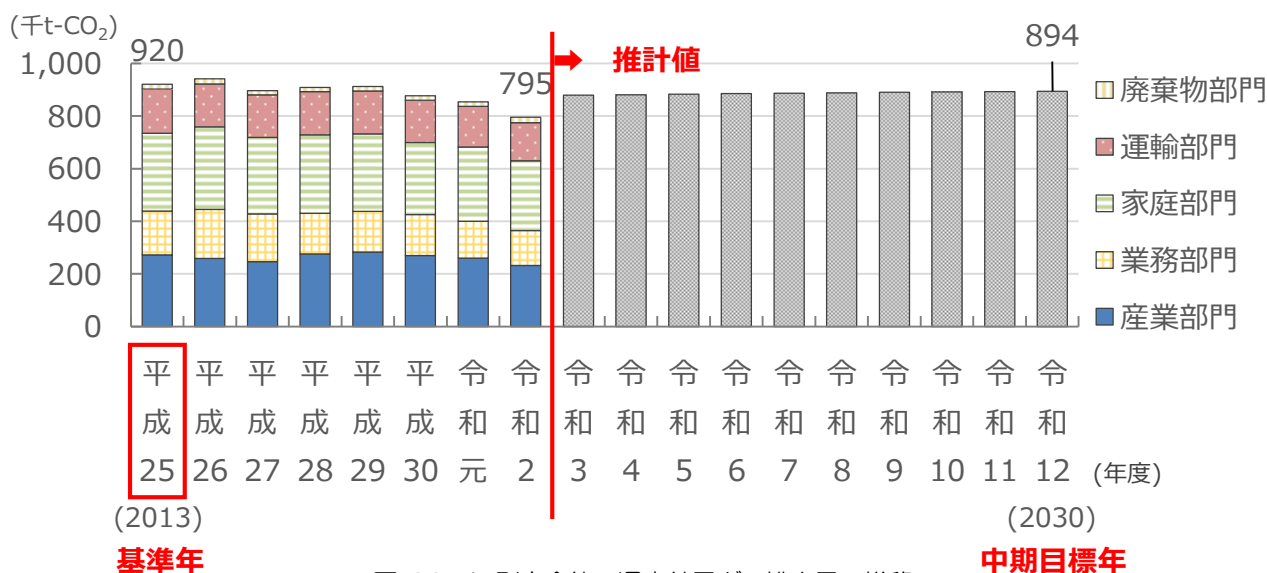


図 29 江別市全体の温室効果ガス排出量の推移

出典（現状部分）：部門別 CO₂ 排出量の現況推計（環境省）

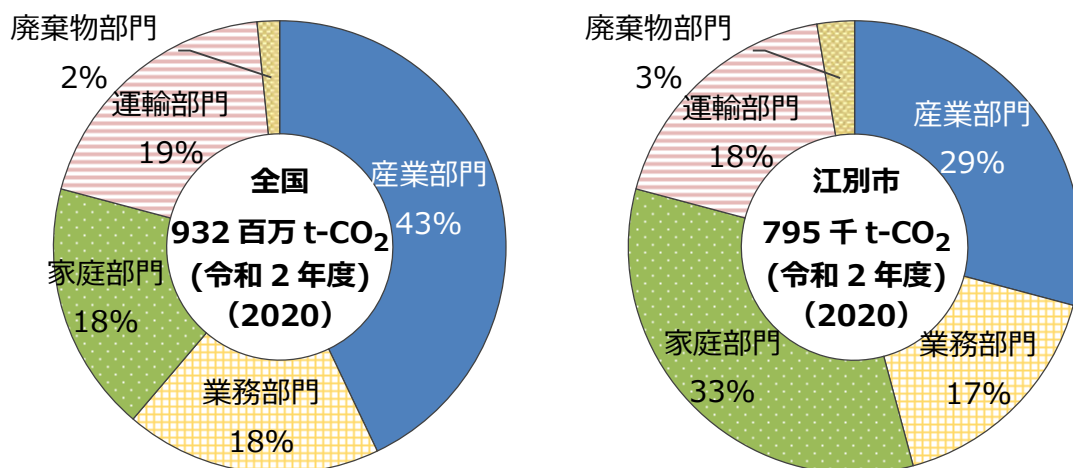


図 30 全国と江別市の部門別の温室効果ガス排出量（令和 2（2020）年度）

出典：部門別 CO₂ 排出量の現況推計（環境省）

⑥ 省エネルギー

現 状

- 江別市では、江別市環境マネジメントシステム³に基づき、事務事業において省エネルギー行動に取り組んでいます。
- 設備面では、公共施設や公共街路灯のLED化を推進しています。また、自治会が設置する街路灯のLED化に対して支援を行っています。
- 市民・事業者の省エネルギー行動・省エネルギー設備の導入が積極的に進むように、出前講座やイベント、江別市ウェブサイトなどで普及啓発を行っています。（図31・32）

課 題

- 温室効果ガス排出量の大幅な削減を実現するためには、江別市が率先して省エネルギー設備の導入に取り組むとともに、省エネルギー設備の導入・更新に対する情報・技術・経済的支援を行う必要があります。
- 省エネルギー行動については、市全体に普及してきましたが、今後も継続して取り組んでいくことが重要であることから、引き続き取組を進めていく必要があります。



図 31 出前ミニエコ講座
出典：江別市 ウェブサイト



図 32 水素自動車（FCV）の展示・PR
出典：江別市 ウェブサイト

³【環境マネジメントシステム】事業者等が環境に与える影響を軽減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組みのことです。このシステムの国際規格を「ISO14001」といいます。

⑦ 再生可能エネルギー

現 状

○市内では、環境省の補助事業を活用して公共施設への太陽光発電の導入に向けた検討を進めるとともに、バイオガス発電・地中熱利用・温度差熱利用など、多様な再生可能エネルギーの取組や活用について検討を進めています。

○その他、市内で操業している木質バイオマス⁴発電の電力を積極的に購入するなど、再エネ電源の活用を進めています。

課題

- 再生可能エネルギー導入は、脱炭素社会の実現に向けて非常に重要な取組のため、公共施設への再生可能エネルギー導入を着実に進めるとともに、市民・事業者の導入も促すなど、取組を強化し、拡大していく必要があります。
- 水素をはじめとした次世代エネルギーについて、国が普及を推進していることを踏まえて、情報収集や導入検討などを行っていく必要があります。

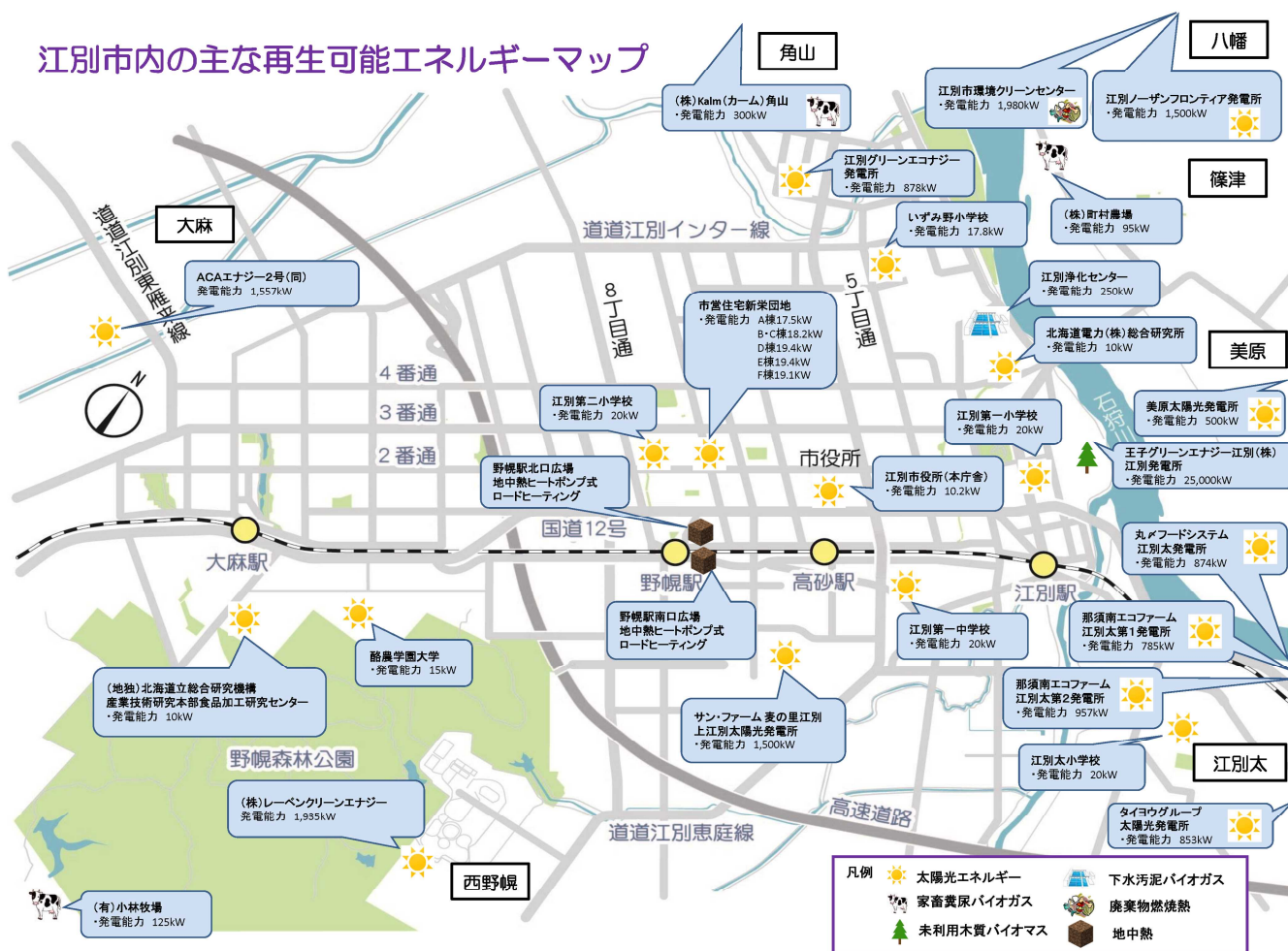
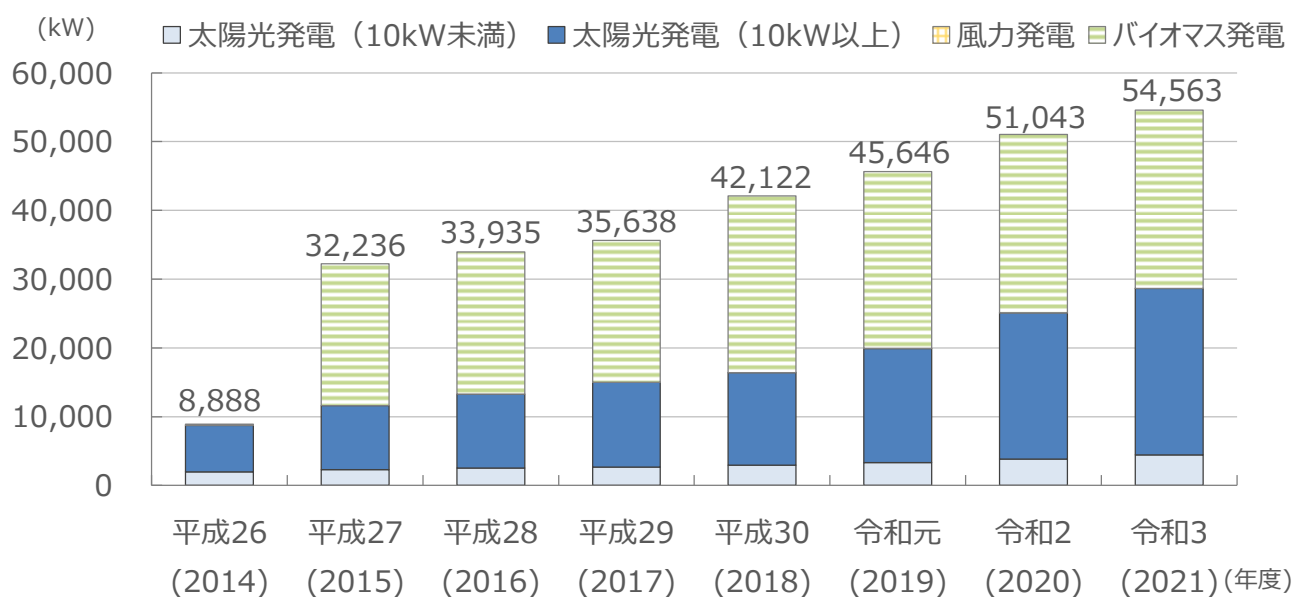


図 33 江別市内の主な再生可能エネルギーマップ

出典：江別市 ウェブサイト

4 **【バイオマス】** 生物資源（Bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な有機性資源（化石燃料は除く）」のことです。生ごみ等の食品残渣や家畜ふん尿などは廃棄物系バイオマス、木材は木質バイオマスと呼びます。



(kW)

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
太陽光発電（10kW未満）	1,987	2,314	2,532	2,654	2,969	3,337	3,818	4,443
太陽光発電（10kW以上）	6,742	9,292	10,774	12,335	13,424	16,580	21,297	24,191
風力発電	-	-	-	20	20	20	20	20
バイオマス発電	160	20,630	20,630	20,630	25,710	25,710	25,910	25,910
合計	8,888	32,236	33,935	35,638	42,122	45,646	51,043	54,563

図 34 江別市における再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化
(経済産業省 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイトより江別市作成)

⑧ 脱炭素まちづくり

現 状

○まちづくりの面では、えべつ版コンパクトなまちづくり（駅を中心とした集約型都市構造）を実現するため、駅周辺の土地区画整理事業などを進めてきました。

○公共交通の利用を促進するため、JR 駅のバリアフリー化や送迎車両用駐車場・駐輪場の整備を進めてきました。また、バス路線マップを作成して利用を促進するとともに、生活バス路線を維持するための支援を行っています。

○自転車利用の促進のために、「サイクルシェアリング事業」や「江別市レンタサイクル事業」を実施しています。（図 35）

課 題

●脱炭素なまちづくりの実現に向けて、引き続き集約型都市構造化による効率的な都市づくりを進める必要があります。

●公共交通の利用を進めていますが、バスの利用者数は減少傾向にあるため、利用ニーズに合った適切な対応が必要となります。

●環境にやさしい移動手段を普及していくことも重要になるため、公共交通や徒歩・自転車のより一層の利用を促していく必要があります。

●脱炭素を実現するためには、住宅や建物におけるエネルギー消費の低減が重要になることから、低炭素建築物・ZEH（ゼッチ）・ZEB（ゼブ）⁵の普及に向けた啓発に取り組む必要があります。

●森林や緑地など、ゼロカーボンの達成を目指す上で重要となる吸収源についても適切に維持管理していく必要があります。

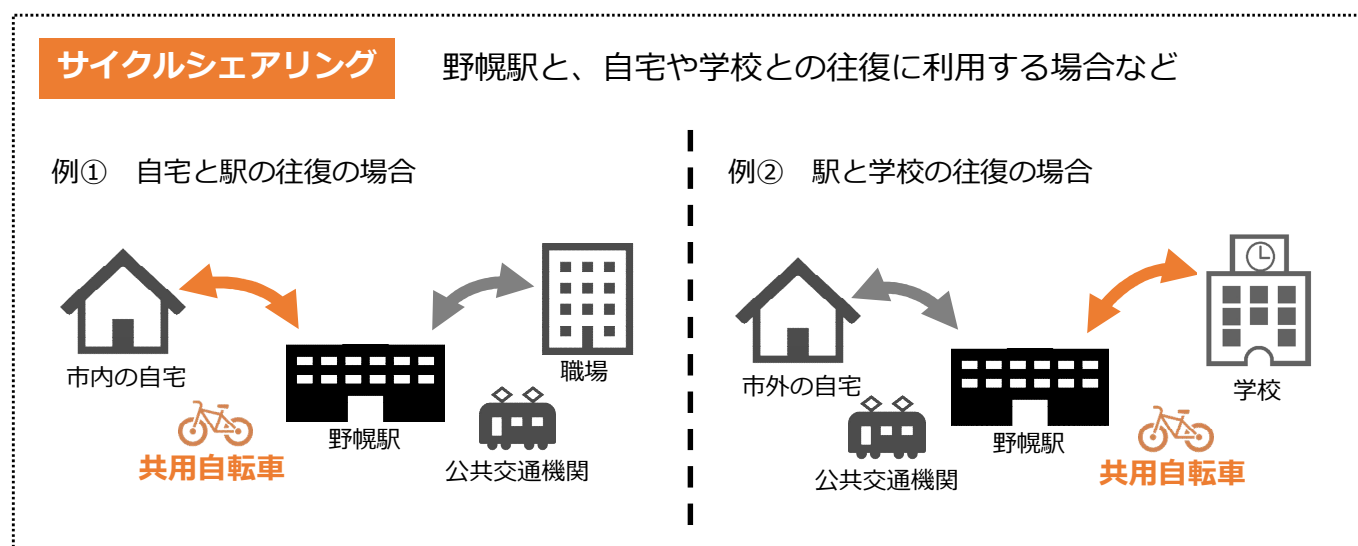


図 35 サイクルシェアリングのイメージ

⁵【ZEB（ゼブ）】 Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称です。断熱性能の向上と、高効率設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、建物で消費する年間のエネルギー収支ゼロを目指す建物のことです。住宅で同じ条件の建物を目指す場合は、ZEH（ゼッチ）と呼びます。（ZEHの詳細は、36 ページのコラムを参照）

(2) 環境施策

施策 1

事務事業における脱炭素化の率先実行

① 省エネルギー行動と公共施設の省エネルギー化の推進

- ▶ 江別市の事務事業や公共施設の管理・運営において、空調や電気の使用などの省エネルギーに率先して取り組むとともに、エネルギー管理システムによりエネルギーの使用状況を「見える化」して、エネルギー管理を適切に行います。
- ▶ 定期的に設備の点検や照明機器・空調フィルターの清掃などを行い、設備の効率的な運転に努めるとともに、LED 照明への交換や、センサー付き LED 照明、高効率設備の導入等による省エネルギー化を推進します。
- ▶ 公共施設に専門家による省エネルギー診断を活用するなど、効率的な省エネルギー対策の実践に努めます。
- ▶ 公共施設を新築する際は、ZEB（ゼブ）化を検討します。

② 公共施設等での太陽光発電等の率先導入

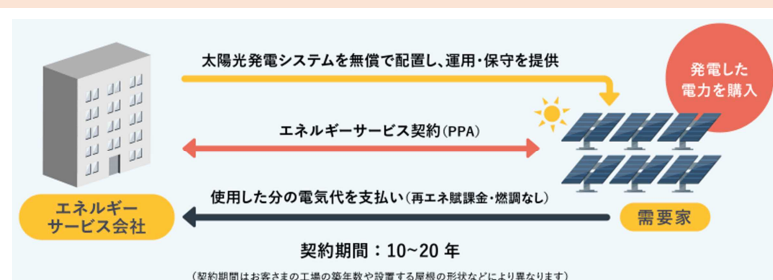
- ▶ 設置可能な公共施設や遊休未利用地へ、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を進めて、エネルギー自給率の向上に努めます。
- ▶ 太陽光発電の導入に当たっては、施設の立地・用途・規模・効率性等を踏まえて、民間事業者による PPA モデルの活用も検討しながら推進します。
- ▶ 再生可能エネルギーのさらなる有効利用や災害時のレジリエンス⁶強化のために、蓄電池の導入を検討します。
- ▶ 環境負荷の少ない電力調達について、安定的な供給体制やコストの観点も踏まえながら、具体的な手法を検討します。

コラム PPA モデルとは

PPA（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で、第三者モデルとも呼ばれています。

企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借

り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができます。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となりますので、企業・自治体は、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。



出典：環境省 ウェブサイト

⁶【レジリエンス】弾力性や回復力を表す言葉です。近年、災害に対する対応力という意味で、レジリエンスという言葉がよく使われており、災害が発生しても、被害を最小限に抑える対応ができ、速やかに復興することができることなども含まれています。

③ 公用車の電動化とエコドライブの推進

- ▶ 公用車の効率的利用を図るとともに、公用車の使用実態等を精査して、保有車両の適正配置に努めます。
- ▶ 公用車を購入・更新する際は、用途や車種の普及状況を考慮しつつ、電動車⁷の導入を優先して、導入が困難な場合は可能な限り環境性能に優れた車両を導入します。
- ▶ 公用車の使用に当たっては、急発進等を避けた燃費を向上させるような運転やアイドリング・ストップなど、エコドライブを実施します。

④ 脱炭素化に向けた率先実行の成果の還元

- ▶ 脱炭素化に向けた率先実行の取組状況を広く共有するとともに、実行による成果や気づきを、市民や事業者に対して分かりやすく伝えていきます。

コラム 次世代自動車とは

国は、運輸部門からのCO₂削減のために、ハイブリッド自動車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」と定めており、令和12（2030）年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げています。

	①電気自動車（EV）	②燃料電池自動車（FCV）	③プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）	ハイブリッド自動車（HV）	
				④トヨタ型（プリウス等）	⑤日産型（e-Power）
構造					
長所	・走行時にCO ₂ が排出されない	・走行時にCO ₂ が排出されない ・航続距離が長い ・充電時間が短い	・電動モード時は走行時にCO ₂ が排出されない ・電欠してもエンジンで走行が可能	・従来のガソリン車に比べて燃費が優れている	
短所	・コストが高い ・航続距離が短い ・充電時間が長い ・電池製造時にCO ₂ が排出される	・EV以上にコストが高い ・充電インフラコストが高い	・エンジンモード時は走行時にCO ₂ が排出される ・コストがまだ高い	・従来のガソリン車ほどではないが、走行時にCO ₂ が排出される	

出典：（一社）次世代自動車振興センター、経済産業省資源エネルギー庁 ウェブサイト

⁷【電動車】HV（ハイブリッド自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）・EV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）など、駆動に電気をを用いる自動車のことです。EVは、蓄電池の役割を果たすこともできます。

施策 2 家庭への脱炭素化の普及促進

① 家庭への省エネルギー行動促進の働きかけ

- ▶ 家庭でできる省エネ行動や省エネルギーの効率的な利用に関する情報を、市民や民間団体等の協力を得ながら、収集・発信していきます。

② 住宅の省エネルギー性能の向上

- ▶ 住宅について、ZEH（ゼッチ）を普及促進するほか、LED 照明や高効率設備の導入、断熱性能の向上等の省エネルギー改修を促進するために、国・北海道の支援制度の活用も含めて、市民への啓発や情報提供などを行います。

③ 家庭への太陽光発電等の普及促進

- ▶ 太陽光発電や蓄電池の普及促進に向けて、民間事業者との連携や国・北海道の支援制度の活用も含めて、市民への啓発や情報提供などを行います。

④ 家庭への電動車等の普及促進

- ▶ 電動車等の普及促進に向けて、技術革新や普及状況を踏まえつつ、国や北海道の支援制度も含めて、市民への啓発や情報提供などを行います。
- ▶ 電動車等の普及に当たっては、課題となっている充電設備の拠点拡充等、新たな社会インフラの整備について、民間事業者と連携しながら、環境整備の手法を検討します。

コラム 太陽光発電・蓄電池とは

太陽光発電は、太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法です。再生可能エネルギーの一つであり、CO₂ を削減して脱炭素社会の実現に寄与するとともに、電気の購入量が少なくなるため、電気代を安くする省エネルギー効果が期待できます。

太陽光発電の電気は、発電された後すぐに使う必要がありますが、電気を貯めることができる蓄電池と併せて活用することで、夜間などの発電していない時間帯でも太陽光発電の電気を活用できるため、CO₂ 削減効果と省エネルギー効果を更に得ることができます。

また、太陽光発電と蓄電池を設置することで、災害などで電力会社からの電気が止まっても、非常用電源として活用できるため、現代生活に必要不可欠なエネルギーである電力を安心して使うことができます。

このように、太陽光発電と蓄電池は脱炭素効果と防災効果が高いことから、建物を問わず導入が進められており、国をはじめ都道府県や市町村でも、様々な形で情報提供や補助制度の実施に取り組んでいます。



コラム ZEH（ゼッチ）とは

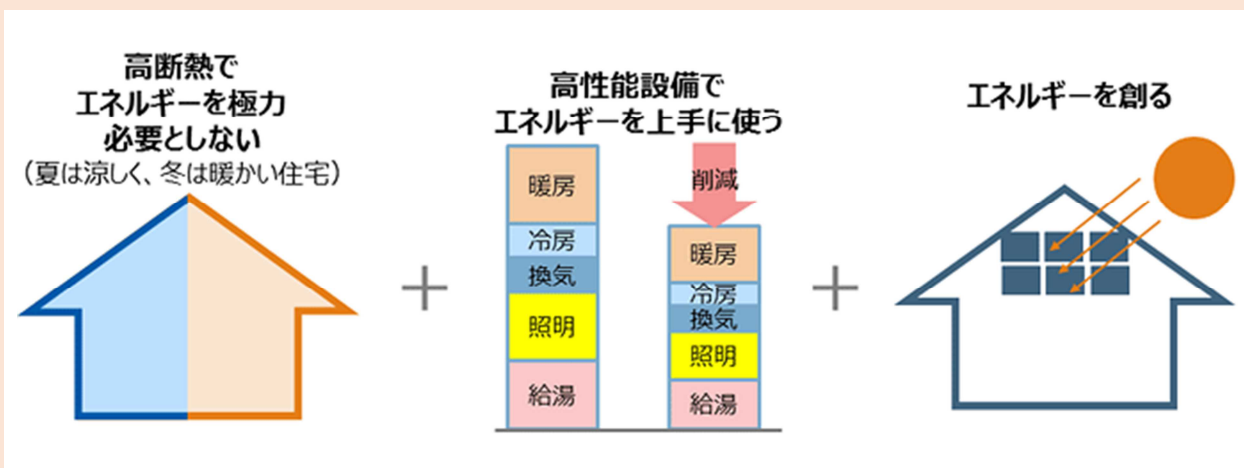
ZEH とは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味です。

具体的には、家庭で使用するエネルギーを様々な省エネルギーで減らすとともに、太陽光発電などで再生可能エネルギーを創ることで、住宅が一年間に消費するエネルギー収支をゼロ以下にすることを指すものです。

ZEH は、家全体の断熱性や設備の効率化を高めることで、少ないエネルギーで室温を快適に保つことができるため、電気料金の抑制や CO₂ 排出量の削減につながります。さらに、室温差によるヒートショック等を防ぐなどの健康面のメリットや、停電時に自宅で作った電力を使えるなどの防災面のメリットなど、様々なメリットを併せ持っています。

【ZEH のメリット】

- ①**経済性** 高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができます。さらに、太陽光発電等の創エネについて売電を行った場合は収入を得ることができます。
- ②**快適・健康性** 高断熱の家は、室温を一定に保ちやすいので、夏は涼しく、冬は暖かい、快適な生活が送れます。さらに、冬は、効率的に家全体を暖められるので、急激な温度変化によるヒートショックによる心筋梗塞等の事故を防ぐ効果もあります。
- ③**防災性** 台風や地震等、災害の発生に伴う停電時にも、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができ、非常時でも安心な生活を送ることができます。



出典：経済産業省資源エネルギー庁 ウェブサイト

施策 3

事業者の脱炭素経営の促進

① 地域経済の脱炭素化に向けたネットワークづくり

- ▶ 地域を挙げた脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギー・再生可能エネルギーの普及促進や、脱炭素化に係る次世代技術等の情報を把握・共有するとともに、産学官の連携・協力を促進するためのネットワークづくりに努めます。

② 事業者による脱炭素化の取組への支援

- ▶ 脱炭素経営の必要性や、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入事例、設備の導入に活用可能な支援制度等に関するセミナーを開催するなど、コスト削減にも繋がるような脱炭素経営の普及を促進します。

③ J-クレジット制度の活用

- ▶ J-クレジット⁸制度の活用について、大学などの研究機関と連携して、取組事例の調査・研究を進めます。

施策 4

再生可能エネルギーの導入拡大に向けたモデル構築

① 民間事業者と連携したエネルギー地産地消の推進

- ▶ 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入や、卒FIT電力⁹の活用など、地域で創られるエネルギーを地域で活用する「エネルギーの地産地消」の促進に向けて、民間事業者と連携を図りながら、具体的な手法を検討します。

② 導入ポテンシャルを踏まえたモデルづくり

- ▶ 市域の導入ポテンシャルを踏まえた再生可能エネルギーの活用や、分散型エネルギーシステムの構築に向けた研究を進めます。

③ 風力発電の活用

- ▶ 風力発電の活用について、市民ファンドによる市民風車や垂直軸風車など、道内を中心とした事業手法や導入事例の研究を進めます。

8 【J-クレジット】省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のことです。クレジットの創出により、温暖化対策に積極的な企業、団体としてPRすることができ、また、クレジットの購入をとおして、企業活動等を後押しすることができるなどのメリットが挙げられています。

9 【卒FIT電力】FIT（フィット）とは、Feed-in Tariff（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の略称です。再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス）を用いて発電した電気を、国が定める価格で一定期間、電力会社が買い取ることを義務付ける制度のことです。電力会社が買取に要した費用の一部は、再エネ賦課金として電力利用者が電気料金の一部として負担しています。卒FIT電力とは、固定価格での買い取り期間が終了した電力（住宅用太陽光発電の場合10年）のことを指しています。

④ バイオマスの活用

- ▶ 生ごみ等の食品残渣や家畜ふん尿等の廃棄物系バイオマスの利活用について、情報発信に努めるとともに、風倒木や支障木などの木材を含めた、市域で発生する未利用のバイオマス活用について研究を進めます。

⑤ BDF（バイオディーゼル燃料）の活用

- ▶ 廃食用油からBDF¹⁰を製造してトラックやバスなどの重量車の燃料として利用するために、既存の廃食用油回収の取組の啓発や、民間事業者と連携した廃食用油回収拠点の拡大を検討します。

⑥ 次世代エネルギー等の利用可能性

- ▶ 省エネルギー・再生可能エネルギーの次世代技術や、水素をはじめとした次世代エネルギーに関する情報収集に努めます。

施策 5 地域と共生した再生可能エネルギーの促進

① 再生可能エネルギーの立地促進

- ▶ 民間事業者による再生可能エネルギー発電施設等の立地が促進されるように、各種法令やガイドライン、関連する支援制度等についての情報発信に努めます。

② 再生可能エネルギーの適正な設置

- ▶ 民間事業者による再生可能エネルギー発電施設等の立地について、自然環境や生活環境への適正な配慮の確保を図るために、他自治体による取組事例の研究を進めます。

施策 6 脱炭素まちづくりの推進

- ▶ えべつ版コンパクトなまちづくりを推進して、集約型都市構造によるエネルギー効率がよい都市づくりを推進します。
- ▶ 自転車の有効活用や、公共交通機関の利用促進など、自動車に過度に依存しない環境づくりに努めます。
- ▶ CO₂ 吸収源としての森林の価値を発信して、市街地の緑化の推進や周辺の緑地等の保全による緑のネットワークの形成を推進します。
- ▶ 木材利用の促進は、更なる森林吸収量の増加に繋がることが期待されるため、炭素の固定に役立つ木材を暮らしの中に取り入れる意義や取組を発信します。

10 【BDF】 Bio Diesel Fuel（バイオディーゼル燃料）の略称です。廃食油をリサイクルして作ることができ、軽油の代替燃料となります。

(3) 市民・事業者に期待される取組

① 市民の取組

ア 環境に配慮した行動の実践

- ▶ こまめなスイッチオフや待機時消費電力を減らすことを心がけたり、照明の明るさや点灯時間を調節したりするなど、節電に取り組みます。
- ▶ こまめに水を止め、工夫して使用するなど、無駄な水の利用を少しでも減らします。
- ▶ 季節・気候に合わせて快適に過ごせる服装に心がけ、冷暖房を適切な温度に調整します。
- ▶ 家計簿アプリなど、家庭からの CO₂ 排出量や環境配慮行動の実践による取組効果を「見える化」することにより、取組を効果的に進めるよう工夫します。
- ▶ 日時指定・置き配・宅配ボックスの利用などで、荷物の再配達を減らします。

イ 省エネルギー設備や再生可能エネルギーの積極的な導入の検討

- ▶ 住宅への HEMS（ヘムス）¹¹の導入検討や、電力会社で行っている電力使用量の確認システムを活用して、エネルギー消費量の削減や電力使用のピークカットなど、エネルギー使用の最適化に努めます。
- ▶ 住宅のリフォームや電化製品等の更新時は、省エネルギー性能に優れた仕様（窓や壁の断熱を高める改修工事、LED 照明、高効率空調機、給湯器、省エネ家電等）を検討します。
- ▶ 住宅を新築又は建て替える際は、ZEH（ゼッチ）など省エネルギー性能に優れた住宅を検討します。
- ▶ 住宅への太陽光発電や蓄電池の導入を検討するなど、再生可能エネルギーの積極的な利用に努めます。
- ▶ 電力契約について、再生可能エネルギー由来の電力プランへの見直しを検討します。

ウ 自家用車の電動化とエコドライブ等の実施

- ▶ 自家用車の買い換えの際は、電動車等の環境負荷の低い自動車の購入や、カーシェアリングの活用について検討します。
- ▶ 徒歩・自転車や公共交通機関など、自家用車以外の移動手段の活用に努めます。
- ▶ 自家用車の使用に当たっては、エコドライブを実施します。

¹¹ 【HEMS（ヘムス）】 Home Energy Management System（ホームエネルギーマネジメントシステム）の略称です。家庭で使用している電気機器の使用量を専用モニター等で「見える化」して、エネルギーを管理するシステムのことです。商用ビル向けは BEMS（ベムス）、工場向けは FEMS（フェムス）と呼ばれます。

エ 地球温暖化問題に対する意識向上と活動の実践

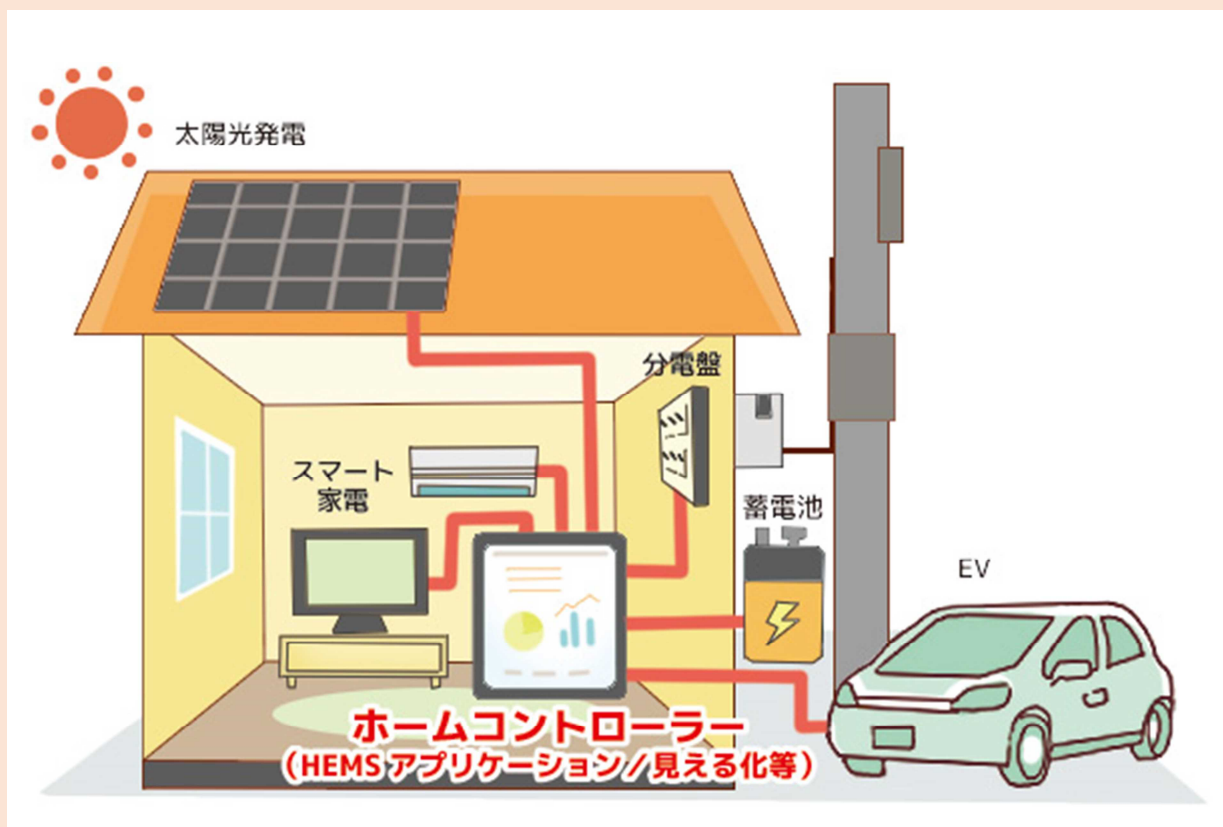
- ▶ 環境をテーマとしたイベントや学習会等に積極的に参加するなど、地球温暖化や脱炭素に関する問題意識を共有して、ライフスタイルを見直す意識を持ちます。
- ▶ 地域の環境活動などに積極的に参加し、応援します。

コラム HEMS（ヘムス）とは

HEMS（Home Energy Management System、家庭のエネルギー管理システム）は、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのことで、家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待されています。

制御機能には、遠隔地からの機器のオンオフ制御や、温度や時間などの自動制御があります。

表示機能は、機器ごとのエネルギー消費量などをパソコン・テレビ・携帯電話の画面などに表示するほか、使用状況に応じた省エネアドバイスをを行うなどの機能を併せ持つものもあります。



出典：経済産業省資源エネルギー庁 ウェブサイト

② 事業者の取組

ア 脱炭素経営への転換

- ▶ 自社の温室効果ガス排出量の把握や省エネルギー診断の実施など、脱炭素経営への転換を目指した取組を進めます。
- ▶ 脱炭素化・次世代技術に関する情報収集に努めて、参考となるものは事業活動への取り入れを検討します。

イ 省エネルギー設備や再生可能エネルギーの積極的な導入の検討

- ▶ 事業所等への BEMS（ベムス）の導入を検討するなど、エネルギー消費量の削減や電力使用のピークカットなど、エネルギーの最適化に努めます。
- ▶ 設備の効率的な運転に努めるとともに、ESCO（エスコ）事業¹²の活用や、LED 照明・高効率設備への更新を検討するなど、事業所の省エネルギー化に努めます。
- ▶ 事業所等を新築又は建て替える際は、ZEB（ゼブ）など省エネルギー性能に優れた建物を検討します。
- ▶ 事業所等への再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を検討するなど、再生可能エネルギーの積極的な利用に努めます。
- ▶ 電力契約について、再生可能エネルギー由来の電力プランへの見直しを検討します。

ウ 社用車の電動化とエコドライブ等の実施

- ▶ 社用車の効率的利用に努めるとともに、更新する際は、電動車等の環境負荷の低い自動車の導入を検討します。
- ▶ 製品の輸送に当たっては、共同配送や貨物輸送など、物流の効率化を検討します。
- ▶ 社用車の使用に当たっては、エコドライブを実施します。

エ 環境に配慮した事業活動の実践

- ▶ 照明は必要な箇所だけ点灯して、不必要箇所の消灯を行います。
- ▶ 空調は、必要な時だけ使用するとともに、ブラインドやカーテンを閉めて窓からの熱の出入りを防止するなど、空調負荷を低減します。
- ▶ 季節・気候に合わせて快適に過ごせる服装に心がけ、冷暖房を適切な温度に調整します。
- ▶ オンライン会議やテレワークの導入等を検討して、社用車等による移動の削減に努めます。

¹²【ESCO（エスコ）事業】Energy Service Company（エネルギーサービスカンパニー）の略称です。ビルや工場の省エネルギーを、技術・資金調達・省エネルギー効果の保証などをワンストップで提供するサービスのことです。

オ 地球温暖化問題に関する意識の向上と活動の実践

- ▶ 環境をテーマとしたイベントや学習会等に積極的に参加するなど、地球温暖化や脱炭素に関する問題意識を共有して、事業スタイルを見直す意識を持ちます。
- ▶ 社内研修やセミナーを活用して、従業員一人ひとりの地球温暖化や脱炭素に関する意識と知識の向上に努めます。
- ▶ 地域の環境活動などに積極的に参加し、応援します。

(4) 成果指標

項目	基準値	目標値
市域の温室効果ガスの年間排出量	920 千 t-CO ₂ 【平成 25 年度】 (2013 年度)	476 千 t-CO ₂ ※基準値から 48%削減 【令和 12 年度】 (2030 年度)
市域の再生可能エネルギーの設備導入量	54,563kW 【令和 3 年度】 (2021 年度)	113,188kW 【令和 15 年度】 (2033 年度)

※市域の温室効果ガスの年間排出量：令和 12 年度（2030）以降の目標値については、さらなる削減措置について情報の収集や導入に向けた検討を続け、一定期間経過後の見直しを踏まえた改定時に検討結果を反映させます。

※市域の再生可能エネルギーの設備導入量：令和 15（2033）年度の目標値は、「令和 3 年度江別市再生可能エネルギー導入調査等実施事業」の太陽光発電導入ポテンシャルから集計しています。

(5) 温室効果ガス排出量の削減目標

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として、温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

削減目標は、国の地球温暖化対策計画を踏まえて、中期目標（令和 12（2030）年度）を「基準年から 48%（445 千 t-CO₂）削減」、長期目標（令和 32（2050）年度）を「温室効果ガス排出量実質ゼロ」とします。

	国の削減目標		江別市の削減目標		
	令和12年度 (2030) 目標	令和32年度 (2050) 目標	平成25年度 (2013) 排出量	令和12年度目標 (2030)	令和32年度 (2050) 目標
①エネルギー起源CO ₂	45%	排出量実質ゼロ 温室効果ガス	902	442	49%
・産業部門	38%		272	102	38%
・業務部門	51%		167	86	51%
・家庭部門	66%		295	196	66%
・運輸部門	35%		168	59	35%
②非エネルギー起源CO ₂	15%		18	3	15%
合計	43%		920	445	48%

(千t-CO₂) (千t-CO₂)

表 1 江別市の温室効果ガス排出量の削減目標（中期目標・長期目標）

※国の削減目標は「国の地球温暖化対策計画」によるもので、江別市の削減目標はそれを踏まえて設定しています。

※四捨五入の関係で端数が合わない場合があります。

※江別市の「非エネルギー起源 CO₂」は、廃棄物部門からの排出を対象としています。

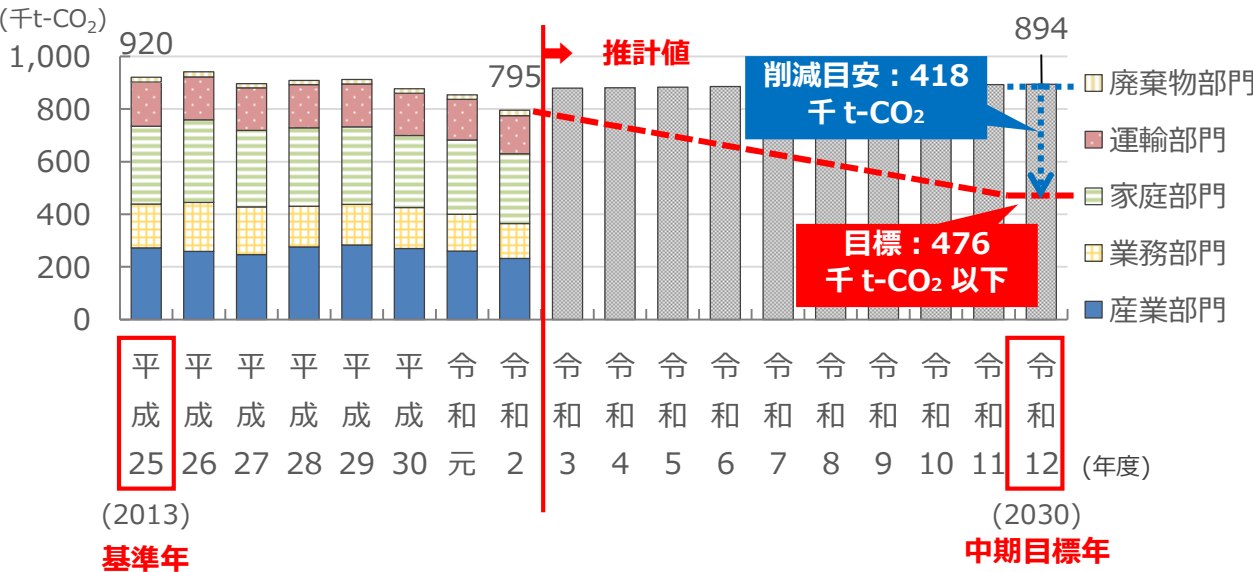


図 36 江別市全体の温室効果ガス排出量の推移

コラム

環境配慮行動による省エネ効果・節約効果とは

経済産業省資源エネルギー庁の「省エネポータルサイト」では、環境配慮行動（省エネ行動）による CO₂削減効果や節約効果が紹介されています。

【暖房器具】設定温度 20℃で、1 日 1 時間、使用時間を減らした場合（年間）

- ・ガスファンヒーター：CO₂ 削減量 30.3kg：約 **2,150 円の節約**
- ・石油ファンヒーター：CO₂ 削減量 41.5kg：約 **1,470 円の節約**

【給湯器】設定温度を下げた場合（冷房期間を除く 253 日）

65L の水道水（水温 20 度）を使い、給湯器の設定温度を 40℃から 38℃に下げ、1 日 2 回食器を手洗いした場合の比較

- ・ガス給湯器：CO₂ 削減量 19.7kg：約 **1,430 円の節約**

【電気ポット】長時間使用しないときにプラグを抜いた場合（年間）

電気ポットに水 2.2L を入れ沸騰させ、1.2L を使用後、6 時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較

- ・電気ポット：CO₂ 削減量 52.4kg：約 **3,330 円の節約**

【パソコン】1 日 1 時間、使用時間を減らした場合（年間）

- ・デスクトップ型：CO₂ 削減量 15.4kg：約 **980 円の節約**
- ・ノート型：CO₂ 削減量 2.7kg：約 **170 円の節約**

※パソコンは、起動時とシャットダウン時に大きな電力を使用するため、中断する時間が短ければ（約 90 分が目安）、スリープの方が省エネです。

【自動車】エコドライブを実施した場合（年間）

- ・ふんわりアクセル「e スタート」（5 秒間で 20km/h の加速）：
CO₂ 削減量 194.0kg：約 **11,950 円の節約**
- ・加減速の少ない運転：CO₂ 削減量 68.0kg：約 **4,190 円の節約**

エコドライブ 10 のすすめ



出典：経済産業省、環境省 ウェブサイト

2 資源循環

(1) 現状と課題

① ごみの減量化

現 状

- 地域の団体の活動や小売店での取組、マイバッグ運動の推進など、ごみの減量化に向けた意識啓発を行っており、市民一人一日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。（図 37）
- 食品ロスを削減するために、「食材使い切りレシピ講習会」や「30・10 運動¹³」、「てまえどり¹⁴」など、食材を使い切る・食べ残さないための取組を進めています。（図 38）
- 一般廃棄物の焼却量は横ばいで推移していますが、ごみの組成分析によるとプラスチックごみの割合が増えており、それに伴いプラスチックごみの焼却による非エネ起源 CO₂ 排出量が増加しています。（図 39）
- 市民・事業者のリサイクルを進めるために、集団資源回収の回収資源量に応じた奨励金を交付しています。
- 浄化センターや浄水場から発生する汚泥は、肥料や融雪剤にリサイクルして有効活用しています。

課 題

- ごみの発生を減らすために、2R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用）に優先して取り組む必要があります。
- 近年、食品ロスに関する問題が大きく取り上げられており、対応が求められているため、市民・事業者への意識啓発をはじめとする取組を強化していく必要があります。
- 環境保全や地球温暖化対策のために、プラスチックごみの削減が求められていることを踏まえて、プラスチックの 3R（スリーアール）+Renewable（リニューアブル）¹⁵や適正処理体制の構築を検討する必要があります。
- ごみの処理量を減らして資源を有効活用するために、リサイクルに関する体制や普及啓発の強化について検討する必要があります。
- 食品残渣や家畜ふん尿など、これまであまり活用されてこなかった廃棄物系バイオマスについても、資源循環の検討を進めていく必要があります。

¹³ 【30・10 運動】食品ロスを削減する取組のことで、宴会で乾杯後の 30 分は食事を楽しみ、終了 10 分前に席に戻って再度食事を楽しむことです。

¹⁴ 【てまえどり】食品ロスを削減する取組のことで、購入してすぐ食べる商品は、手前にある商品や期限の近いものを積極的に選ぶことです。

¹⁵ 【3R（スリーアール）+Renewable（リニューアブル）】Reduce（リデュース＝発生抑制）・Reuse（リユース＝再使用）・Recycle（リサイクル＝再生利用）に、Renewable（リニューアブル＝再生素材や再生可能資源への切替え）を加えた言葉です。

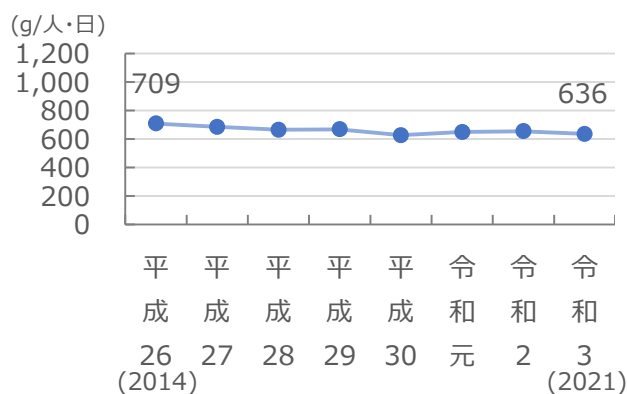


図 37 市民一人一日当たりのごみ排出量の推移
出典 江別市 ウェブサイト



図 38 食材使い切りレシピ講習会の様子

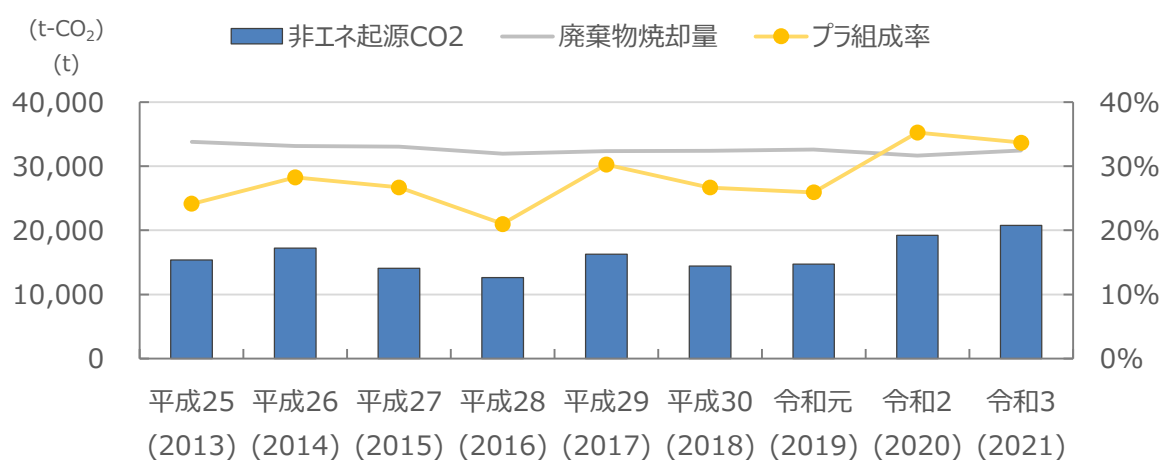


図 39 江別市の非エネ起源 CO₂ 排出量・廃棄物焼却量・プラスチックごみ組成率の推移

② 適正なごみ処理

現 状

- 環境クリーンセンター（ごみ処理施設）を運営して、適正なごみ処理や資源物の回収を進めています。
- 市内に不法投棄されたごみの回収に努めています。
- 広報誌や江別市ウェブサイトを活用して、野焼きの防止に関する意識啓発を行っています。

課 題

- ごみの適正処理はリサイクルの推進や環境負荷の低減につながるため、今後も継続して取り組んでいく必要があります。
- 不法投棄や野焼きを防止するために、今行っている意識啓発の取組と併せて、監視・巡回体制の強化などにも取り組む必要があります。

③ 環境配慮型製品

現 状

○江別市では庁内の各部署におけるグリーン購入¹⁶を積極的に進めています。

課 題

●環境配慮型製品の普及のために、市民・事業者・市が一体となって取り組むことが重要になるため、行政の更なるグリーン購入を進めるとともに、市民・事業者に対するグリーン購入の普及・啓発等を進めていく必要があります。

④ 公共施設・インフラ設備の維持管理・有効活用

現 状

○「江別市公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」を策定して、公共施設・インフラ設備の適正管理に取り組んでいます。

課 題

●公共施設・インフラ設備を今後も維持していくに当たって、財源の減少や人口減少に伴う利用者ニーズの変化などを踏まえた上で、統廃合や長寿命化などの効率的な活用を検討する必要があります。

¹⁶【グリーン購入】製品やサービスを購入する前に必要性をよく考えるとともに、購入する際は、環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶことです。

(2) 環境施策

施策 1 ごみ減量化の推進

- ▶ 限りある資源を効率的に利用して、ごみの発生抑制と再生可能資源の活用を進めるために、ごみ減量及びリサイクルに係る啓発や情報提供を行います。
- ▶ 食品ロスの削減に向けて、「食材使いきりレシピ講習会」や「30・10 運動」、「てまえどり」について事業者と協力して啓発に努めるとともに、市内のフードバンク¹⁷・フードドライブ¹⁸活動との連携を検討します。
- ▶ プラスチック資源の 3R+Renewable のために、使い捨てプラスチックの使用削減や、プラスチックごみの適正排出について、啓発や情報提供を行います。
- ▶ 自治会や PTA などの各種団体が実施する集団資源回収への支援を行うなど、リサイクル活動を推進します。
- ▶ ごみの分別の徹底や、リサイクル関連団体の活動について、市民への啓発を行うとともに、資源物の収集品目拡大などを検討します。
- ▶ 食品残渣や家畜ふん尿の肥料化など、エネルギー生産に留まらない、廃棄物系バイオマスの有効活用について、市内事業者と情報共有を進めながら検討します。
- ▶ 浄水汚泥の融雪剤への活用や、下水汚泥の農地還元を推進します。

コラム プラスチック・スマートとは

プラスチックごみは今、世界中で注目されており、焼却による大気汚染、流出による海洋汚染だけでなく、生態系にも大きな影響を与えています。例えば、海に流出するプラスチックごみは世界中で年間 800 万トンとなり、令和 32（2050）年には海洋中の魚の量を超えると試算されています。

私たちの生活様式を見直さない限り、持続可能な社会の構築はもとより、今の生活を続けることさえ難しくなることが予想されます。

そのため環境省では、プラスチックとの賢い付き合い方の取組を全国で進めるために、正しい処理やリサイクル方法、バイオマスプラスチックなどの代替素材についてを広める、「プラスチック・スマート」を実施しています。



出典：環境省 ウェブサイト

¹⁷【フードバンク】各家庭や食品を取り扱う企業から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を受け取り、福祉施設等へ無償で提供する活動のことです。

¹⁸【フードドライブ】各家庭で使い切れない食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のことです。

施策 2

適正なごみ処理の推進

- ▶ 環境クリーンセンター（ごみ処理施設）や民間処理業者の活用による、適切かつ有効なごみ処理体制を維持します。
- ▶ 不法投棄や野焼きを防止するために、協定を締結した民間事業者や市民と協働して監視・通報体制を拡大します。

施策 3

グリーン購入・エシカル消費の推進

- ▶ 環境負荷ができるだけ少なく、かつ社会面に配慮した製品やサービスの購入を推進します。

施策 4

公共施設・インフラの維持管理・有効活用

- ▶ 公共施設やインフラについて、計画的な長寿命化により、適正な維持管理に努めるとともに、防災機能の向上や省エネルギー化を進めるなど、価値の向上や有効活用を推進します。

コラム

エシカル消費とは

「エシカル (ethical)」とは、「倫理的」という意味で、「エシカル消費」とは、人や社会・環境・地域に配慮したものでサービスを選んで消費することです。

例えば、

- 環境への影響を考慮してエコな商品を買う
- 地域の産業を応援するために、地元の食品・製品を地産地消する
- 様々な立場の人が社会で活動できるように、障がいがある人を支援している事業者の商品を買う

など、身近なところから様々な形でエシカル消費に取り組むことができます。



出典：消費者庁 ウェブサイト

(3) 市民・事業者に期待される取組

① 市民の取組

- ▶ 3R の実践やごみの分別を徹底するとともに、資源物の回収に協力します。
- ▶ 食べ残しや期限切れによる廃棄などを減らして、食品ロスを削減します。
- ▶ マイバッグやマイボトルなどの繰り返し使える製品を持ち歩くなど、使い捨てプラスチックを削減します。
- ▶ 簡易包装や詰め替え製品、エコマーク¹⁹や統一省エネラベル²⁰などの環境ラベルが付いている製品、バイオマス由来のプラスチックを使用した製品など、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入します。
- ▶ リサイクルショップやフリーマーケットなどを利用して、使用可能な不要品の再利用を心がけます。

② 事業者の取組

- ▶ 事業活動や製造工程を見直して、原材料の使用抑制、食品ロスの削減、ごみの減量や資源化に努めます。
- ▶ 商品包装の簡素化や、レジ袋・プラスチックトレイの削減に努めます。
- ▶ リターナブル容器²¹の使用や回収を促進するなど、使い捨て容器の使用抑制に努めます。
- ▶ 発生した古紙の再資源化や、事務用紙の適切な利用に努めるとともに、事務用紙には、古紙パルプを利用した紙類やその他環境に配慮された用紙を使用するよう努めます。

(4) 成果指標

項目	基準値	目標値
市民一人一日当たり家庭系ごみ排出量	650g 【令和元年度】 (2019 年度)	 【令和 12 年度】 (2030 年度)

※令和 12 (2030) 年度以降の目標値は、「江別市一般廃棄物処理基本計画」の見直し結果によります。

¹⁹【エコマーク】環境保全に役立つと認定された商品に付けられるマークのことです。

²⁰【統一省エネラベル】5つの星マークによる多段階評価と、年間の目安電力量・電気料金等を示した省エネラベルで構成された、省エネルギー性能を示すラベルのことです。エネルギー消費量が多いエアコン・照明器具・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・電気便座・温水器の7機器が表示対象となっています。

²¹【リターナブル容器】中身を消費した後に販売店を通じて返却・洗浄して再び利用する容器のことです。

3 自然環境

(1) 現状と課題

① 生物多様性

現 状

○生物多様性²²の観点から踏まえて、石狩川や野幌森林公園など多くの生物が生息する良好な自然環境の保全・維持に取り組んでいます。

○野生生物の生息域を保護するために、鳥獣保護区²³や環境緑地保護地区²⁴などの手法を活用して保全に取り組んでいます。

課 題

●今後も野生生物の生息域を維持していくために、生物多様性の観点も踏まえて自然環境を保全する必要があります。

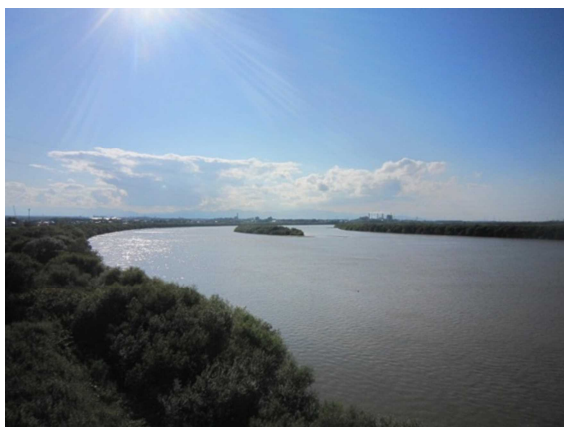


図 40 石狩川

出典 えべつコレクション.JP ウェブサイト(江別市)

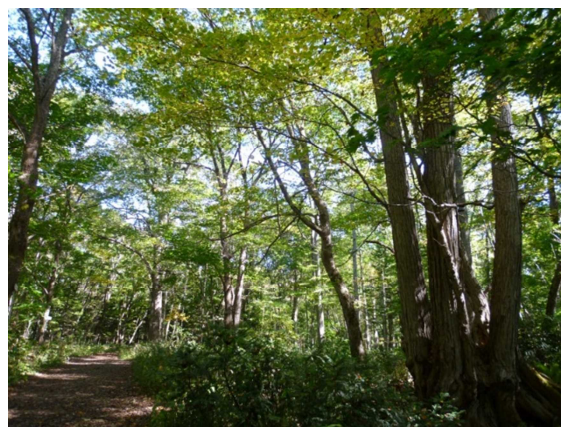


図 41 野幌森林公園

出典 えべつコレクション.JP ウェブサイト(江別市)

²²【生物多様性】全ての生物の間に違いがあり、お互いにつながりを持っている状態のことです(生態系の多様性・生物の多様性・遺伝子の多様性)。

²³【鳥獣保護区】鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定され、保護区内においては、狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

²⁴【環境緑地保護地区】「北海道自然環境等保全条例」により「市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区」として指定されている地区のことです。

② 野生生物

現 状

○野生生物による農業被害や生活被害の防止のために、捕獲許可等の対策を行っています。

○外来種²⁵の防除のために、アライグマの防除従事者講習を実施するなど、駆除活動の従事者を育成しています。

課 題

●野生生物による農業被害が増加しているため、駆除や捕獲などの被害防止対策に取り組む必要がありますが、それだけでなく、人と野生生物とが共生していくことを目指した取組を進める必要があります。（図 43）

●在来種の保護や生態系の保全のために、外来種の防除や拡大防止に取り組む必要があります。



図 42 アライグマ

出典 北海道博物館 ウェブサイト（北海道）

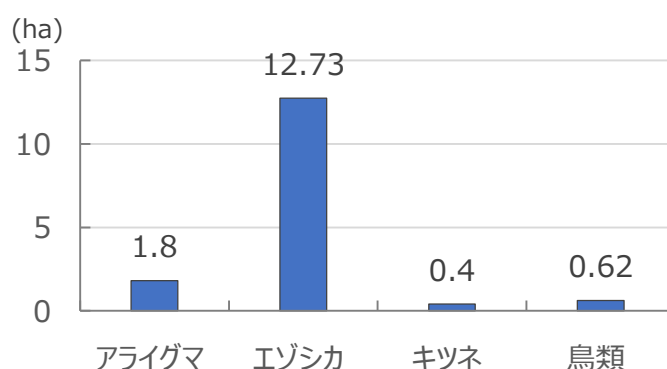


図 43 江別市の野生鳥獣による農業被害額（令和 2（2020）年度

出典 江別市鳥獣被害防止計画（江別市）

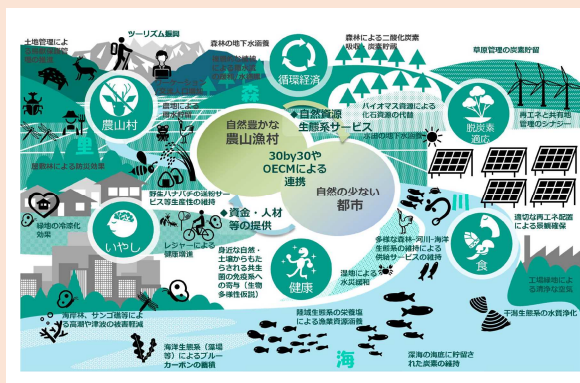
コラム

生物多様性国家戦略 2023-2030 とは

生物多様性国家戦略とは、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。平成 7（1995）年に策定以降 5 回の見直しを行っており、現行の戦略は、令和 5（2023）年に策定した第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023－2030」となります。

【ポイント】

- ①生物多様性損失と気候危機の「二つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ（自然再興）実現に向けた社会の根本的変革を強調
- ②30by30 目標（令和 12（2030）年までに陸と海の 30%以上を保全する目標）の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ③自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進



出典：環境省 ウェブサイト

²⁵【外来種】本来の移動能力を超えて国内外の他の地域から人為によって意図的あるいは非意図的に導入された野生動植物のことです。近年、国内外において、外来種が地域固有の生態系などに大きな脅威となる事例がクローズアップされています。

③ 水と緑

現 状

- 水辺環境を維持管理するために、河川緑化の推進や河川・調整池などでの草刈りや雑木処理などを推進しています。
- 保存樹木・鉄道林・防風林をはじめとした森林の保全・維持に取り組むとともに、保存樹木等の見学会を開催して、市民の緑化意識の啓発を行っています。（図 44）
- 市民が身近な自然とふれあえる機会を増やすために、石狩川や野幌森林公園などの自然環境を活用した観察会や体験学習を実施しています。
- 優良な農用地を確保するために、法律に基づいた規制により、農地の無秩序な開発を抑制しています。
- 都市と農村の交流を推進するために、グリーンツーリズム関連事業者（農産物直売所・貸し農園・加工各部会）と連携を図り、各種イベントの開催を支援しています。（図 45）

課 題

- 治水機能を確保するために、水辺環境の維持管理を続けていく必要があります。
- 保存樹木・鉄道林・防風林などの市街地に残る緑を適切に保全する必要があります。
- 豊かな農村環境を維持するために、農地の保全に取り組む必要があります。
- 地域に存在する水と緑や農地などの自然環境資源を有効活用していくための取組を強化していく必要があります。



図 44 名木百選ウォッチング
出典 江別市 ウェブサイト



図 45 江別野菜満喫体験バスツアー
出典 えべつコレクション.JP ウェブサイト（江別市）

コラム

グリーンツーリズムとは

グリーンツーリズムとは、農山漁村において自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。

都市住民と農林漁業者との交流を促進することにより、農山漁村の活性化や、農林漁業・農山漁村に対する国民の理解の増進が図られるなど、農山漁村地域を活性化させることを目的としています。

農山漁村を対象とした滞在型観光を推進するグリーンツーリズムは、特に主要な観光資源が少ない地域においては、交流人口の増加による移住者の獲得や地域の伝統文化の継承など、様々な効果に波及することが期待されています。

立ち寄るのみだと...

滞在時間：短 → 「通過型観光」



利益は限定・局所的

宿泊・体験コンテンツが充実すると...

滞在時間：長 → 「滞在型観光」



地域の利益の最大化

- ・農泊を支える体制を構築する中で
地域の雇用も
- ・多様な交流はリピーターを生み**移住・定住のきっかけに**

出典：農林水産省 ウェブサイト

④ 公園・緑地

現 状

- 公園の再整備に当たっては、自治会や地域の小学生など、実際に利用する市民の意見を取り入れて実施しています。（図 46）
- まちなかの緑を確保するために、公共施設敷地内での緑地の保全に取り組んでいます。
- 工業地の緑地を確保するために、工場立地法に基づく緑地の確保を行っています。
- 住宅地の公園・緑地・街路樹などを確保するために、江別宅地開発指導要綱に基づいた整備を推進しています。
- 地域の緑化を進めるために、自治会などと連携して植樹事業などを進めています。また、緑化専門員を配置して、緑化の相談に対応しています。（図 47）

課 題

- 今ある緑を良好に保つために、緑地・公園・街路樹などを維持・保全していく必要があります。
- 今ある緑の維持と質の向上が求められているため、緑地・公園・街路樹などの多面的な活用を図っていく必要があります。



図 46 市民参加による公園再整備の様子
出典 江別市 ウェブサイト



図 47 市民植樹の様子
出典 江別市 ウェブサイト

(2) 環境施策

施策 1 生物多様性の保全

- ▶ 水辺、森林などにおける多様な生態系を健全な状態で維持していくために、「環境緑地保護地区」・「鳥獣保護区」などの保全手法を活用するとともに、国や北海道などと情報共有や連携を図りながら、地域ぐるみの保全に努めます。
- ▶ 人と野生生物との共生を図るために、市民一人ひとりの野生生物に対する理解を深める機会の創出に努めます。
- ▶ 外来種については、外来生物法や外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」に基づき適切に対応します。

施策 2 水と緑の保全

- ▶ 水辺空間の要素を成す河川・湖沼・湿地・周辺の樹林地について、治水機能との調和を図りながら保全に努めます。
- ▶ 緑地・鉄道林や市街地に残る樹林地などは、所有者の理解と協力を得ながら身近な緑として保全・維持に努めます。
- ▶ 石狩川や野幌森林公園での観察会や体験学習など、市民が自然に親しむ機会の創出に努めます。
- ▶ 地域資源である「食」や「農」を活かしたグリーンツーリズムや6次産業化²⁶など、生産者と消費者を結びつける地産地消の活動を支援して、農業者と連携した農地の保全に努めます。

施策 3 公園緑地の整備・維持管理

- ▶ 身近な公園の整備や維持管理については、市民との協働による取組を推進します。
- ▶ 街路樹の適正な維持管理や、公共空間の緑化を推進します。
- ▶ 市民植樹などの緑化イベントや啓発活動を通じて、緑化に対する市民意識の向上に努めます。

²⁶【6次産業化】農業（1次産業）が、製造・加工業（2次産業）やサービス・販売（3次産業）にも取り組むことで、生産物の価値をさらに高めて、農業所得の向上を目指す取組のことです（1次×2次×3次＝6次産業）。

(3) 市民・事業者に期待される取組

① 市民の取組

- ▶ 身近な自然に関心を持ち、正しい知識の習得に努めるとともに、野生動植物の生態に配慮して、生物多様性の保全と共生に努めます。
- ▶ 外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を守ります。
- ▶ 河川や森林での観察会や体験学習をはじめとして、身近な自然と触れ合うイベントに積極的に参加するなど、自然環境保全への理解に努めます。
- ▶ 庭先やベランダなどの身近な場所の緑化に努めます。
- ▶ 機会を捉えて、地域の緑化活動や緑地保全活動への積極的な参加に努めます。
- ▶ 地元で生産された食品や旬の食材を意識して選択します。

② 事業者の取組

- ▶ 自然環境の保全を目的とした取組などに積極的に参加します。
- ▶ 開発事業などに際しては、法令等を遵守して、自然環境や生活環境の保全に努めます。
- ▶ 外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を守ります。
- ▶ 事業所の屋上や敷地内の緑化に努めます。
- ▶ 地域の緑化活動や緑地保全活動への積極的な参加に努めます。
- ▶ 化学肥料や農薬の使用を低減する環境保全型農業の導入に努めます。

(4) 成果指標

項目	基準値	目標値
保安林 ²⁷ 面積	2,019ha 【令和4年度】 (2022年度)	2,019ha 【令和15年度】 (2033年度)
緑に親しめる空間があると思う市民割合	90.2% 【令和4年度】 (2022年度)	 【令和15年度】 (2033年度)

²⁷ 【保安林】 森林法により一定の制限、義務が課せられた森林のことです。市内では、野幌森林公園内の森林等が該当します。

4 生活環境

(1) 現状と課題

① 大気環境

現 状

○大気汚染の状況を把握するために、大気の状態を監視しており、環境基準はほぼ 100%達成されています。（図 48・49）

○工場・事業所による大気汚染を防止するために、法令に基づく施設の設置・管理を指導しています。

○酸性雨（雪）の状況を把握するために、江別市環境室の建物がある敷地内で測定調査を実施しています。

課 題

●大気環境の状況を把握するために、大気汚染物質の監視を継続する必要があります。

●大気環境を良好に保つために、事業者への法令に基づく指導や意識啓発などに取り組む必要があります。

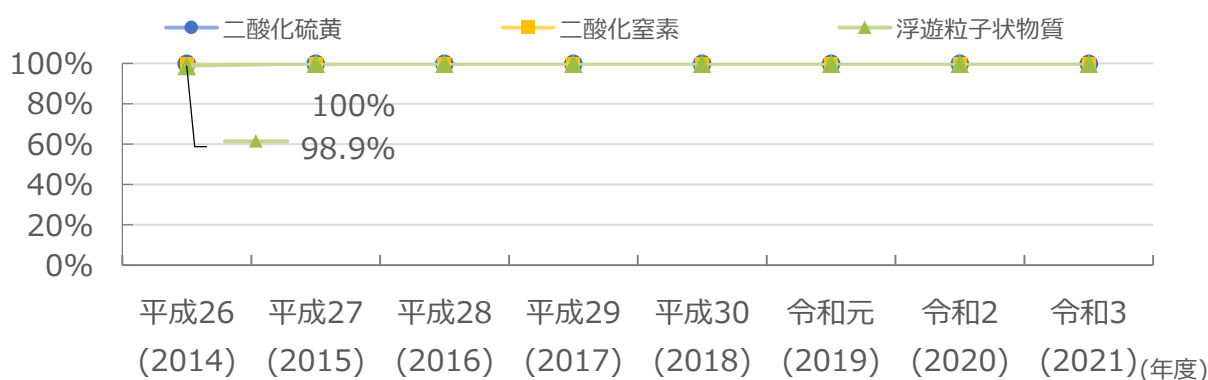


図 48 大気汚染物質の環境基準達成状況（篠津大気汚染環境測定局）

出典 えべつの環境 各年（江別市）

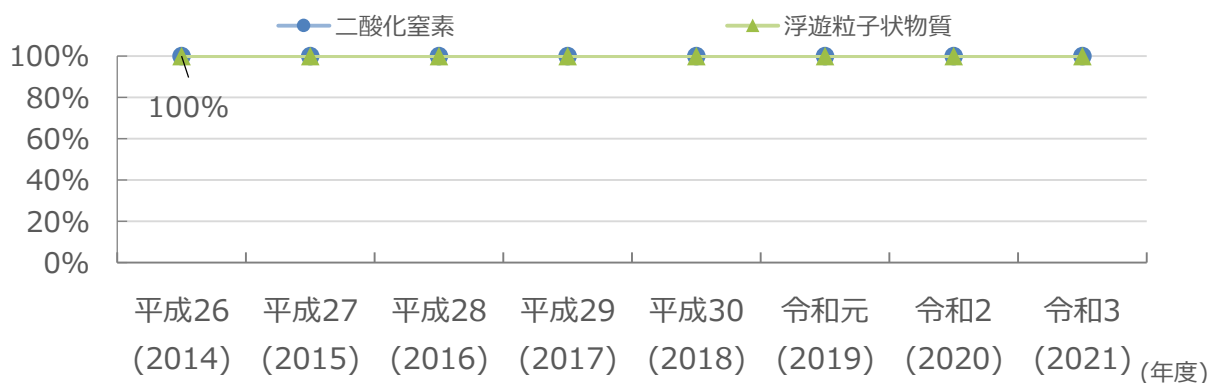


図 49 大気汚染物質の環境基準達成状況（野幌自動車排ガス測定局）

出典 えべつの環境 各年（江別市）

② 水環境

現 状

- 河川の状況を把握するための水質調査を定期的に行っており、BOD²⁸の環境基準はおおむね達成されています。（表 2）
- 工場排水による水質汚染を防ぐために、公害防止協定に基づく水質調査を実施しています。
- 生活排水などによる水質汚染を防ぐために、下水道や合弁処理浄化槽の普及・維持管理を推進しています。

課 題

- 水環境の状況を把握するために、河川や工場排水の調査・測定を継続して行う必要があります。
- 河川の水質を良好に保つために、下水道・浄化槽などの排水処理設備の普及・維持管理を行う必要があります。

（年度）単位：mg/L

河川名	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	環境 基準
石狩川	1.0	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.0	1.2	3 以下
夕張川	1.6	1.1	1.2	1.1	1.1	1.3	1.1	1.2	3 以下
千歳川	1.4	1.7	1.8	2.0	1.8	2.2	2.1	1.9	2 以下
篠津川	2.0	2.1	1.8	2.5	2.1	3.3	2.1	2.3	2 以下
野津幌川	2.0	3.0	3.4	3.6	3.2	5.2	6.9	5.8	3 以下
豊平川	1.6	1.2	1.5	1.9	2.0	2.6	2.7	2.8	3 以下

表 2 河川水質の環境基準達成状況（BOD75%値）

※千歳川については4調査地点の平均値です。

③ 騒音・振動

現 状

- 工場・事業所や特定建設作業など、騒音・振動を発生する施設や事業に対して、関連法令を順守するように指導しています。
- 交通騒音の状況を把握するために、自動車騒音の常時監視を計画的に実施しています。（図 50）
- 一般地域の騒音環境調査を計画的に実施しています。

課 題

- 静穏な環境を維持するために、騒音・振動の状況を継続して測定する必要があります。

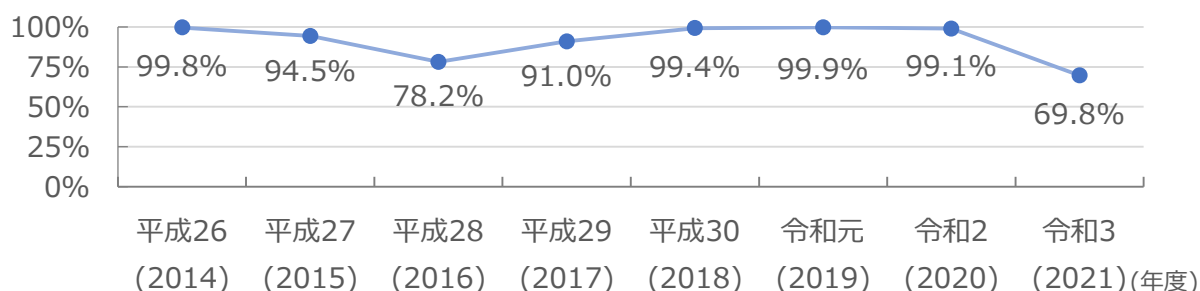


図 50 道路交通騒音の環境基準達成状況

出典 えべつ環境 各年（江別市）

28【BOD】 水中の汚れがどれくらいあるかを示した指標です。水中の有機物が、微生物によって分解される際に消費される酸素量を示しており、この値が大きいほど、水が有機物で汚れていることを示します。

④ 悪臭

現 状

- 悪臭の発生を防ぐために、工場・事業所などへ公害防止協定に基づく立入調査や悪臭物質の測定を実施しており、基準の超過はありません。
- 悪臭対策として、家畜排せつ物処理施設の設置に向けた支援事業を実施した結果、市内畜産業への設備の設置が普及しています。

課 題

- 悪臭に関する問題が発生した場合、迅速に対応できるように、悪臭の状況を継続して測定する必要があります。

⑤ 化学物質、その他の環境汚染等

現 状

- ダイオキシン類の状況を確認するために、大気・水質・土壌中の調査を実施しており、基準は全て達成されています。
- 解体工事などでアスベスト粉じんが飛散するのを防止するために、施行事業者への指導・助言を行っています。
- 電磁波については、事業者から基地局の新設に関する協議を受けた場合、住民や自治会への周知などを要請しています。

課 題

- ごみ処理の過程などで発生するダイオキシン類の状況を把握するために、環境測定を継続して行う必要があります。
- ダイオキシン類・アスベストなどの有害化学物質について、市民・事業者が正しい知識を持って対処できるように、情報提供や意識啓発を進める必要があります。
- 電磁波の影響について、今後も国などの知見や動向を注視するとともに、市民・事業者へ情報提供していく必要があります

⑥ まちづくり

現 状

○市民の景観意識の向上に向けて、「江別市都市景観賞」や「都市景観フォトコンテスト」などを開催しています。（図 51・52）

○良好な都市・自然景観を保つために、北海道屋外広告物条例に基づき違反する貼り紙等の除去を実施しており、違反広告物の数が大幅に減少しました。

○歴史的れんが建造物の保存・活用を進めるために、れんが造りの建物をガラス工芸作家の工房として活用するなどの取組を実施しています。

課 題

●市民の景観意識の向上や、江別市の景観のPRのために、景観イベントをはじめとした意識啓発の取組を行っていく必要があります。

●江別市の特色ある歴史的景観を将来に残していくために、各種文化財やれんが造りの建物などを保全・活用していく必要があります。



図 51 EBRI（エブリ）

（第 18 回江別市都市景観賞「建造物部門」受賞作品）



図 52 サッポロ珈琲館 Rinboku
（北海道林木育種場旧庁舎）

（第 20 回江別市都市景観賞「建造物部門」受賞作品）

⑦ 環境美化

現 状

○市民の環境美化に関する意識を高めるために、広報誌や江別市ウェブサイトを活用して、ごみのポイ捨てやペットの排せつ物処理などの情報を周知しています。

○快適で美しい街並みづくりを目指して、自治会等への花苗斡旋や活動協力金の助成を実施しています。（図 53）

課 題

●地域の環境美化を進めるために、清掃活動や花植活動などの環境美化に関する取組を普及啓発する必要があります。



図 53 江別市の花のある街並み

出典 江別市 ウェブサイト

(2) 環境施策

施策 1 大気環境の保全

- ▶ 大気中の汚染物質の測定・現況把握により、大気環境を監視します。
- ▶ 工場や事業場から発生するばい煙、粉じんについて、北海道などとの連携により、法令に基づく排出基準遵守を指導します。
- ▶ 酸性雨（雪）やPM2.5²⁹の状況や影響について、情報の収集・調査を行います。

施策 2 水環境の保全

- ▶ 河川水質の測定・現況把握により、水質汚濁の状況を監視します。
- ▶ 工場や事業場からの排水について、北海道などとの連携により、法令に基づく排水基準遵守を指導します。
- ▶ 公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の普及を推進します。

施策 3 騒音・振動、悪臭の防止

- ▶ 工場や事業場、建設作業場から発生する騒音・振動について、法令に基づく規制基準³⁰遵守を指導します。
- ▶ 自動車交通騒音については、定期的な測定を行い、地域の現況を把握します。
- ▶ 工場や事業場などへの悪臭の立入検査を実施するとともに、施設の適切な維持管理や近隣への配慮について指導・啓発します。

²⁹【PM2.5】大気中に浮遊する粒子状物質（Particulate Matter）のうち、粒径 2.5 μm（マイクロメートル）以下のものを微小粒子状物質（PM2.5）のことで、大気汚染物質の一つです。

³⁰【規制基準】事業活動及びその他の活動を行うものが遵守しなければならない許容限度のことで、ばい煙・粉じん・汚水・騒音・振動・悪臭等の発生についてそれぞれ基準が設定されています。ボイラーや焼却炉などから発生するばい煙については排出基準、工場や事業場の排水については排水基準が設定されています。

施策 4

化学物質、その他の環境汚染等の防止

- ▶ ごみ処理の過程で発生するダイオキシン類の環境測定を行うとともに、適切な情報提供に努めます。
- ▶ PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）³¹の趣旨に基づき、化学物質のリスク情報の提供や使用量の低減に努めます。
- ▶ 合成洗剤や柔軟剤・化粧品類などに含まれる合成香料（化学物質）が原因で不快と感じる方や健康被害を訴える方への配慮を促すため、周知・啓発に努めます。
- ▶ 電磁波については、国などの知見や動向を注視して、情報収集・提供に努めます。

施策 5

地域特性を活かした景観の形成

- ▶ 都市景観賞や都市景観フォトコンテスト、景観パンフレットなどにより、都市の景観に対する意識の向上に努めます。
- ▶ 歴史的な建造物や文化財、れんがを活用した建物などを、地域特性を踏まえながら保存・活用します。

施策 6

環境美化の推進

- ▶ ごみのポイ捨て防止やペットの排せつ物処理など、環境美化に係る啓発を行います。
- ▶ 花のある街並みづくり運動を支援して、快適な街並みづくりを推進します。

³¹【PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）】人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれる事業所の外に移動する量を事業者自ら把握して、行政に報告を行い、行政は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を把握・集計・公表する仕組みのことです。

(3) 市民・事業者に期待される取組

① 市民の取組

- ▶ 徒歩・自転車や公共交通機関など、自家用車以外の移動手段に努めます。
- ▶ 廃食用油は台所から流さず、再利用のための回収に協力します。
- ▶ 公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置に協力します。
- ▶ 日常生活で、騒音・振動や悪臭が発生しないように、近隣に配慮します。
- ▶ 洗剤・柔軟剤・化粧品類・殺虫剤・除草剤など、化学物質を含む製品の使用量をできるだけ減らすように努めます。
- ▶ ごみのポイ捨て防止や、ペットの排せつ物を適切に処理するなど、環境美化に努めます。

② 事業者の取組

- ▶ 工場や事業場から発生する排気ガスの管理を徹底して、法令に基づく排出基準を遵守します。
- ▶ 定期的に排水測定を実施して、法令に基づく排水基準を遵守します。
- ▶ 事業活動で、騒音・振動や悪臭の発生が予想される場合には、適切な防止策を講じます。
- ▶ 化学物質などの取扱いについて、PRTR 制度に基づく届け出を遵守するとともに、管理方法などを明確に定めて、環境汚染を未然に防止します。
- ▶ 地域の環境美化活動に参加するなど、よりよい環境づくりのために行動して、周辺住民との良好な関係づくりに努めます。

(4) 成果指標

項目	基準値	目標値
規制基準値超過事業所数	0 【令和 4 年度】 (2022 年度)	0 【令和 15 年度】 (2033 年度)
現在の居住空間に満足していると感じる市民割合	85.0% 【令和 4 年度】 (2022 年度)	 【令和 15 年度】 (2033 年度)

5 参加・協働

(1) 現状と課題

① 環境教育・環境学習

現 状

○環境学習については、子どもたちに環境を守る大切さを知ってもらうために、ごみ減量体験講座やワットモニター出前授業などを学校と地域で連携して行っています。（図 54）

○環境イベントについては、市民への環境教育・環境学習の機会として、えべつ環境・SDGs 広場や出前ミニエコ講座など、幅広い年代が参加できるイベントを、地域と連携して実施しています。（図 55）

○また、事業者へ環境に配慮した事業活動を普及・啓発するために、環境経営普及セミナーを開催しています。

○人材育成については、環境教育・環境学習に携わる環境協力活動員を毎年募集しており、指導・育成を行っています。

課 題

●市民アンケートでは、「環境学習・環境学習の推進」のニーズが高くなっていたため、内容の充実など、取組の強化が求められています。（図 57）

●近年、環境教育・環境学習に携わる人材が減少してきているため、環境協力活動員の指導・育成などの人材育成に継続して取り組む必要があります。



図 54 ワットモニター出前授業の様子
出典 江別市 ウェブサイト



図 55 えべつ環境広場の様子
出典 江別市 ウェブサイト

② 環境情報

現 状

○江別市が一年間に行ってきた環境調査・環境保全活動・環境学習などの調査結果や実施状況などについて、毎年「えべつの環境」として取りまとめ江別市ウェブサイトなどで公表しています。（図 56）

○市民や事業者が環境保全活動に関する情報を入手しやすいように、環境関連の団体や協議会と連携して、情報の集約・充実と発信に取り組んでいます。

課 題

●市民アンケートでは、「環境情報の発信」に関する市民ニーズが最も高くなっていたため、分かりやすさの向上や更なる内容の充実など、取組の強化が求められています。（図 57）

●情報の入手方法は一人ひとり異なることから、様々な媒体を活用して広く情報発信について検討することが求められます。

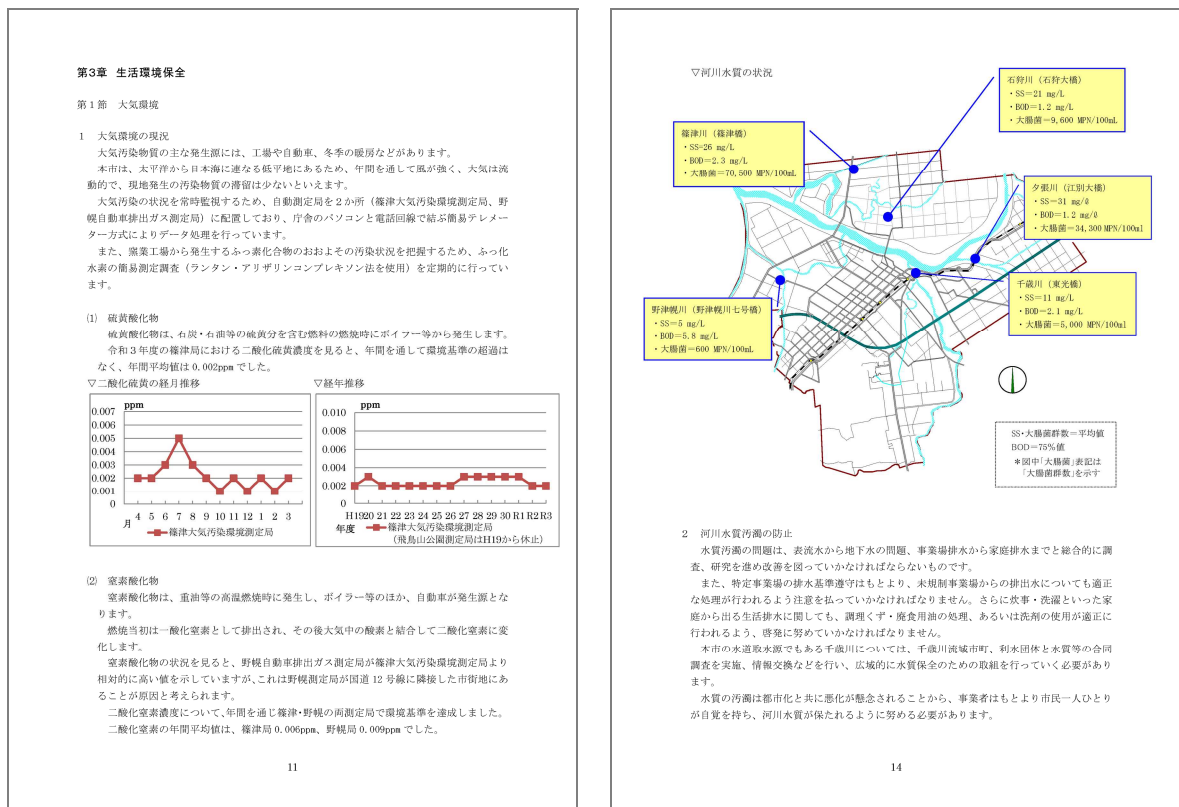


図 56 「えべつの環境」の内容

出典 江別市 ウェブサイト

市内の環境に対する評価					満足度	重要度	改善度	順位
参加・協働	25	【環境情報の発信】			43.37	72.95	16.22	1
参加・協働	26	【自主的な環境保全活動の推進】			39.80	63.32	15.37	2
地球環境	6	【次世代エネルギーの活用】			35.58	54.83	10.73	3
生活環境	20	【化学物質による環境汚染の防止】			39.36	55.58	9.70	4
資源循環	9	【公共施設等の維持管理・有効活用】			46.19	61.77	8.65	5
生活環境	16	【大気の保全】			39.01	53.82	8.30	6
地球環境	4	【省エネの推進】			52.65	61.26	4.08	7
参加・協働	24	【環境教育・環境学習の推進】			49.22	56.63	3.83	8
自然環境	14	【農地の保全と活用】			50.98	58.71	3.76	9
生活環境	17	【水質の保全】			43.21	50.52	3.74	10

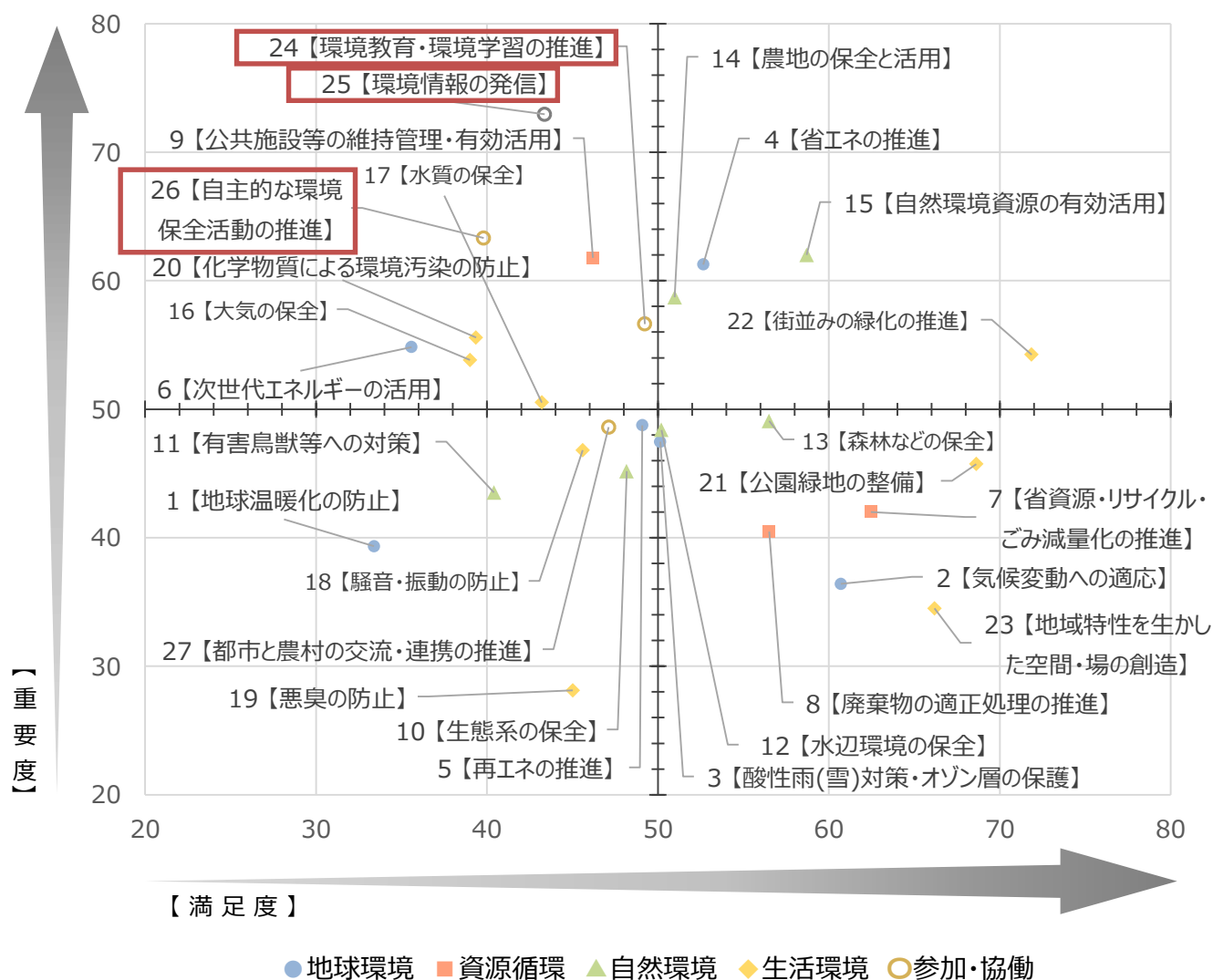


図 57 市内の環境に対する市民の満足度・重要度評価
 (「江別市の環境についての市民アンケート結果(令和4(2022)年度実施)」より)

③ 環境活動に関する連携・協働体制

現 状

○質の高い環境教育・学習や環境イベントを提供できるように、市民・事業者・環境団体・教育機関との連携を図り、協力体制の構築やネットワークの充実に努めています。

課 題

- 市民アンケートでは、「自主的な環境保全活動の推進」に関する市民ニーズが高くなっていたため、様々な立場・年代の市民が環境保全活動に参加できる体制づくりや機会の創出など、取組の強化が求められています。（図57）
- 環境問題の中には、影響が広範囲にわたるなど、江別市単独では解決できないものもあるため、国・北海道や近隣自治体と連携・協力体制を構築していく必要があります。

(2) 環境施策

施策 1 環境教育・学習の推進

- ▶ 市民一人ひとりの環境保全に対する意識を高めて、具体的な行動につなげていくために、環境教育・学習機会の創出に努めます。
- ▶ 環境協力活動員の養成など、環境教育・学習に携わる人材の育成を推進します。

施策 2 環境情報の充実と発信

- ▶ 環境に関する様々な情報を収集して江別市ウェブサイト等の内容充実に努めるとともに、情報を分かりやすく整理して、環境イベントやパンフレットなどで広く発信します。
- ▶ 市民や事業者が、自主性と主体性を持って、さらなる環境保全活動に取り組めるように、様々な分野で環境問題に取り組んでいる団体等の情報の集約・充実に努め、分かりやすい形で情報提供します。

施策 3 環境活動に関する連携・協働体制の構築

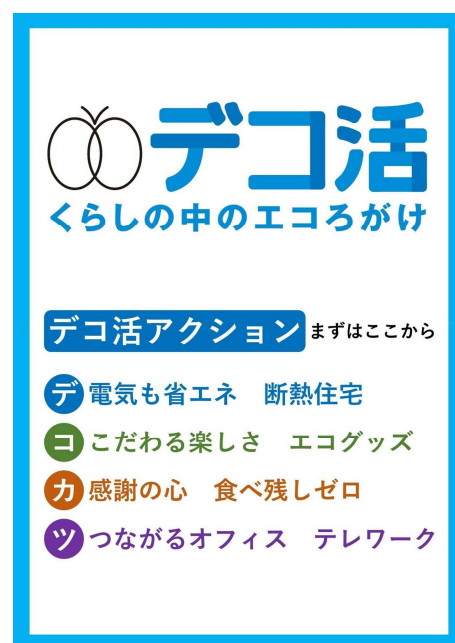
- ▶ 環境関連活動を行っている多様な主体とのネットワークの充実に努めて、情報共有並びに相互の協力体制づくりを進めるとともに、大学生など次世代を担う若者を含めて参加・行動する人の裾野を広げて、環境保全活動の促進に努めます。
- ▶ 環境問題への対応について、広域的な連携を進めるために、研修会等への積極的な参加など、国・北海道・近隣自治体等との協力体制づくりに努めます。

コラム デコ活とは

デコ活とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称のことで、CO₂を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

令和 32 (2050) 年カーボンニュートラル及び令和 12 (2030) 年度の削減目標の達成のためには、国民・消費者の行動変容やライフスタイルの変革が必要不可欠です。

そのため、環境省を中心に、国・自治体・企業・団体等が連携・協働して、国民・消費者の新しい暮らしを後押しするためのデコ活を展開しています。



出典：環境省 ウェブサイト

(3) 市民・事業者に期待される取組

① 市民の取組

- ▶ 身近な生活環境から地球環境まで環境問題に広く関心を持ち、環境教育・学習の講座などを活用して、環境を良くしていくための知識や実践力を身につけられるように努めます。
- ▶ 日常生活で簡単に取り組める節電などの省エネルギー行動や、LED 照明化、環境イベントへの参加など、一人ひとりが実行可能な取組を行います。

② 事業者の取組

- ▶ 環境配慮の取組を進めて、従業員が環境活動に取り組みやすい職場づくりに努めるとともに、社内研修や学習会等を開催して、環境問題についての理解を深めます。
- ▶ 事業活動において、環境マネジメントシステムの活用を検討します。
- ▶ 環境教育・学習や環境イベントなどへの積極的な参加・出展に努めます。
- ▶ 江別市や関連団体等と連携を図りながら、魅力ある環境教育・学習機会の創出・拡充に向けて、体験学習や工場見学など機会の提供に協力します。
- ▶ 事業における SDGs や ESG³²への取組を積極的に発信します。

(4) 成果指標

項目	基準値	目標値
環境に配慮した生活をしている市民割合	75.7% 【令和 4 年度】 (2022 年度)	 【令和 15 年度】 (2033 年度)
環境関連イベント及び環境学習参加者数※	2,526 人 【令和 4 年度】 (2022 年度)	4,065 人 【令和 10 年度】 (2028 年度)

※「環境関連イベント及び環境学習参加者数」は、令和 10 年度（2028）以降の目標値は、実績等を踏まえて本計画の中間年である令和 10（2028）年度に目標値を設定します。

32 【ESG】非財務情報である環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）を考慮した投資活動や経営・事業活動のことです。

第4章 計画の推進体制と進行管理

4-1 推進体制

本計画の施策の推進に当たっては、江別市環境審議会に意見を求めるとともに、市民・事業者・関係団体等と連携・協働し、よりよい施策の展開に努めます。また、実施状況の把握を行い、その結果を「えべつの環境」などを通じて市民・事業者に公表していきます。

広域的な取組を必要とする施策については、国・北海道・他市町村の参加する検討会議の場を活用するなど、相互に連携・協力して、その推進に努めます。

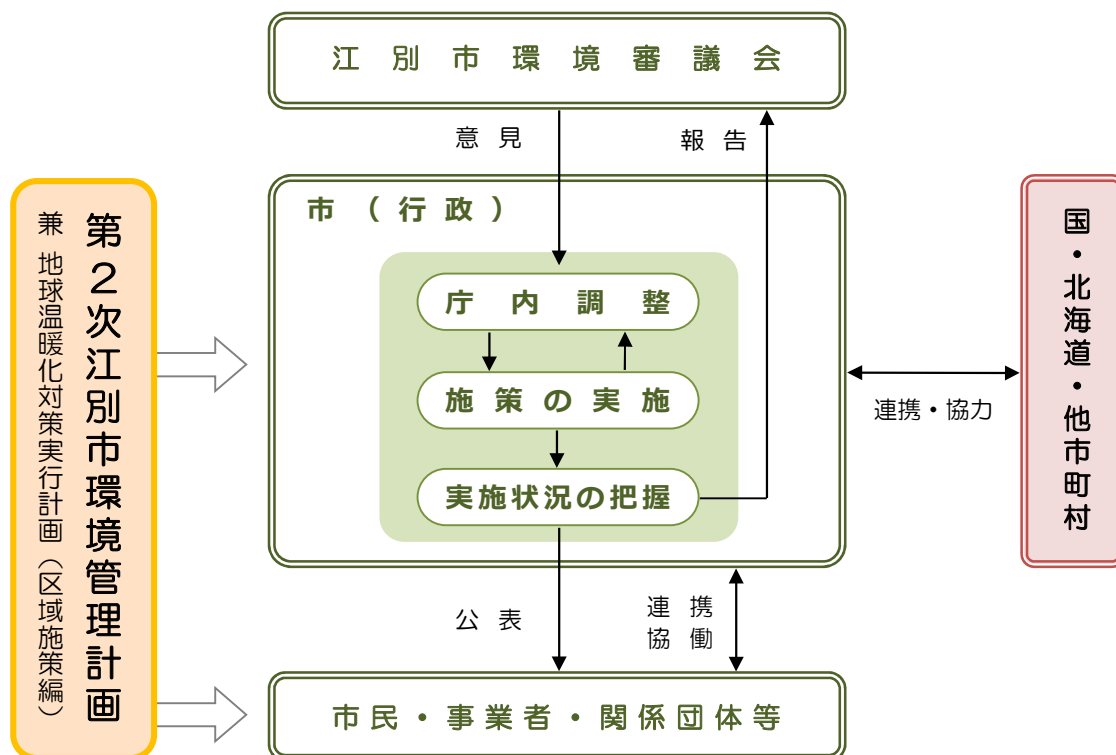


図 58 推進体制

4-2 進行管理

本計画で定めた目標が達成されているかを把握し、施策の進捗状況を確認するとともに、マネジメントの基本であるPDCAサイクルによって、適切な検証・進行管理を行います。

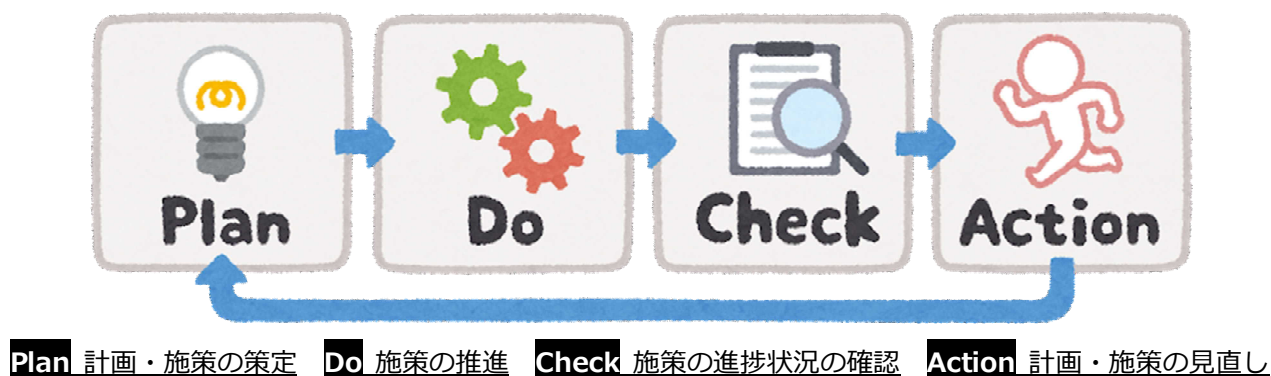


図 59 進行管理